3 その他

神奈川県道路附属物自動車駐車場条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、自動車駐車場の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自動車駐車場 道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第2項第7号に規定する道 路の附属物である自動車駐車場で、有料のものをいう。
 - (2) 普通自動車 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のもので長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルの大きさを超えないものをいう。
 - (3) 大型自動車 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち、長さ 5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルの大きさを超え、かつ、長さ12.0メートル、幅2.5メートル及び高さ3.8メートルの大きさを超えないものをいう。

(設置)

- 第3条 交通事故及び交通渋滞の原因となる違法駐車車両を削減し、もって県民の安全な生活環境の向上を図るための施設として、別表第1のとおり自動車駐車場を設置する。 (指定管理者による管理)
- 第4条 別表第1の左欄に掲げる自動車駐車場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務 (以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるもの とする。
 - (1) 自動車駐車場の施設の維持管理に関する業務
 - (2) 自動車駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)に対する誘導及び案内に関する業務その他の自動車駐車場の施設の利用に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

- 第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書
 - (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書 その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
 - (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
 - (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
 - (7) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

- 第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により自動車駐車場の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。
 - (1) 住民の平等利用が確保されること。
 - (2) 県内に事務所を有する法人等であること。

- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

- 第7条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称 及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。
- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。 (管理の基準等)
- 第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。
 - (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 自動車駐車場の施設の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
 - (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第9条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による 指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずること ができる。
 - (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
 - (2) 第6条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
 - (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(供用時間及び開場時間)

- 第10条 自動車駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、知事は、 自動車駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、当該自動車駐車場の全部又 は一部を休止することができる。
- 2 開場時間は、別表第2のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(利用の制限)

- 第11条 自動車駐車場に駐車することができる自動車は、別表第3のとおりとする。
- 2 指定管理者は、利用者又は利用者の自動車が次の各号のいずれかに該当するときは、駐

車を拒否することができる。

- (1) 自動車駐車場の構造上駐車させることができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品等危険物を積載しているとき。
- (3) 自動車駐車場の施設又は他の自動車を汚損し、又は破損するおそれのあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自動車駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。
- 3 利用者は、同一の自動車を引き続き1週間を超えて駐車させてはならない。ただし、知 事が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(行為の禁止)

- 第12条 自動車駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
 - (2) 自動車駐車場の施設又は他の自動車を汚損し、又は破損するおそれのある行為をすること。
 - (3) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、自動車駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用料金の納付)

- 第13条 利用者は、自動車駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 前項の利用料金は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て、利用料金の納付について別に定めることができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

- 第14条 前条第1項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減免する。
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、 利用料金を減免することができる。

(利用料金の不環付)

第15条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由がある と認めるときは、この限りでない。

(緊急自動車等に関する特例)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する自動車を自動車駐車場に駐車させるときは、第13条 第1項の規定にかかわらず、利用料金を納付することを要しない。
 - (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3に規定する国土交通大臣が定める自動車

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、自動車駐車場の管理等に関し必要な事項は、規則で 定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年6月規則第93号で、同13年6月21日から施行)

附 則 (平成13年12月28日条例第74号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年5月規則第67号で、同14年6月20日から施行)

附 則(平成17年3月29日条例第53号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第9条の規定により管理の委託をしている神奈川県 道路附属物自動車駐車場の管理の委託については、平成18年9月1日(同日前に改正後の 第6条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、 なお従前の例による。

附 則 (平成20年7月22日条例第32号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日条例第100号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月11日条例第37号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県道路附属物自動車駐車場条例第6条の規定により指定管理者の指定を受けた 者は、この条例の施行の日前においても、改正後の第13条第2項及び第4項、第14条第2 項並びに別表第4の規定の例により、知事の承認を得ることができる。

附 則(平成26年3月25日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第52条及び第53条並びに附則第 3項及び第11項の規定は公布の日から、第51条及び附則第10項の規定は同年5月1日から、 第22条及び第42条並びに附則第8項の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第4項及び附則第5項の規定 公布の日
 - (2) (3) (略)

(利用料金に関する経過措置)

4 第3条、第5条から第16条まで、第18条、第44条、第46条、第47条、第49条及び第50条 に規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、 施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について、これらの 規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川 県教育委員会の承認を得ることができる。

附 則(令和3年1月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

名称	位置
由比ガ浜地下駐車場	鎌倉市由比ガ浜四丁目1,101番の2
片瀬海岸地下駐車場	藤沢市片瀬海岸二丁目2,932番の1,296

別表第2 (第10条関係)

	1月1日から6月30日		
マハ	12月31日まで	7月1日から8月31日	
区分	平日	日曜日、土曜日及び休	まで
	十口	日	
由比ガ浜地下駐車場	午前9時から午後6時まで		午前6時から午後9時
	干削り時かり干後の時	よ (まで
片瀬海岸地下駐車場	午前9時から午後6時	午前7時から午後7時	午前7時から午後9時
	まで	まで	まで

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を いう。

別表第3 (第11条関係)

名称	駐車することができる自動車
由比ガ浜地下駐車場	普通自動車及び大型自動車
片瀬海岸地下駐車場	普通自動車

別表第4 (第13条関係)

自動車駐車場の	## BB	古任	利田利	◆ ○ L 四 毎日
名称	期間	車種		金の上限額
由比ガ浜地下駐	1月1日から6	普通自動車	1 台30分につき	210円
車場	月30日まで及び		1台1泊につき	1,040円
	9月1日から12	大型自動車	1 台30分につき	630円
	月31日まで		1 台 1 泊につき	3,140円
	7月1日から8	普通自動車	1 台30分につき	260円
	月31日まで		1台1泊につき	1,040円
		大型自動車	1 台30分につき	790円
			1 台 1 泊につき	3,140円
片瀬海岸地下駐	1月1日から6	普通自動車	1 台30分につき	210円。ただし、一の開
車場	月30日まで及び		場時間における駐	車時間が4時間を超え
	9月1日から12		るときは、当該開	場時間における利用料
	月31日まで		金の上限額は1台	につき1,710円とする。
			1 台 1 泊につき	1,040円
	7月1日から8	同	1 台30分につき	260円
	月31日まで		1台1泊につき	1,040円

- 備考 1 開場時間とは、自動車を入場又は出場させることができる時間をいう。
 - 2 1泊とは、開場時間の終了時刻から次の開場時間の開始時刻まで駐車することをいう。

神奈川県道路附属物自動車駐車場条例等の施行に関する規則

(事務の委任)

- 第1条 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)及び神奈川県道路附属物自動車駐車場条例(平成12年神奈川県条例第74号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、藤沢土木事務所長に委任する。
 - (1) 駐車場法施行令第17条の規定により自動車駐車場の開場時間及び利用料金の額を明示すること。
 - (2) 条例第10条第1項ただし書の規定により自動車駐車場の全部又は一部を休止すること。
 - (3) 条例第10条第3項の規定により開場時間を変更すること。
 - (4) 条例第11条第3項ただし書の規定により同一の自動車を引き続き1週間を超えて 駐車させること。

(指定管理者指定申請書)

第2条 条例第5条第1項に規定する申請書は、神奈川県道路附属物自動車駐車場指定管理 者指定申請書(別記様式)とする。

(指定管理者の公募の公告)

- 第3条 知事は、指定管理者を公募するときは、インターネットの利用その他の方法により 次に掲げる事項を公告しなければならない。
 - (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
 - (2) 指定管理者の指定の基準
 - (3) 申請書の受付期間及び受付場所
 - (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
 - (5) その他必要な事項

(指定管理者の指定の基準)

- 第4条 条例第6条第7号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 必要な人材を確保することができ、かつ、緊急時に速やかに対応できると認められること。
 - (2) 交通事故及び交通渋滞の原因となる違法駐車車両を削減し、もって県民の安全な生活環境の向上を図るための施設としての自動車駐車場の役割を適切に担えること。

(駐車料金の減免)

- 第5条 条例第14条第1項の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金 (普通自動車に限る。)を条例第13条第2項の規定により定める額の2分の1の額(その 額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に減額する。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)に身体上の障害がある者として記載されている者が利用するとき。
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神 障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている 者が利用するとき。
 - (3) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相

談所の判定により知的障害者とされた者に交付される手帳その他これに類するもの(以下「療育手帳等」という。)の交付を受けている者が利用するとき。

- (4) 前3号に掲げる者を同乗させている者が利用するとき。
- 2 前項に定める場合のほか、知事が特に必要と認める場合は、知事が別に定める基準により、利用料金を減免する。
- 3 第1項の規定により減額を受けようとする場合は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳等を指定管理者に提示しなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第6条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

(実施細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、自動車駐車場の管理等に関し必要な事項は、知事が 別に定める。

一部改正〔平成17年規則77号・25年4号〕

附則

この規則は、平成13年6月21日から施行する。

附 則(平成14年5月24日規則第68号)

この規則は、平成14年6月20日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第77号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月2日規則第6号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に自動車駐車場の利用を開始する者の利用から適用する。

附 則(平成25年1月11日規則第4号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成25年神奈川県条例第 37号)附則第2項の規定による承認のうち同条例による改正後の神奈川県道路附属物自動 車駐車場条例(平成12年神奈川県条例第74号)第13条第2項及び別表第4の規定の例によ る承認については、改正後の第6条の規定の例による。

附 則(令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月10日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成17年規則77号〕、一部改正〔平成25年規則4号・令和元年15号〕

別記様式(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

神奈川県道路附属物自動車駐車場指定管理者指定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者の主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び神奈川県道路附属物自動車駐車場条例第 6 条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

指定管理者として管理を行おうとする自動車駐車場の名称

由比ガ浜地下駐車場管理規程

1 駐車場の名称 由比ガ浜地下駐車場

2 駐車場の所在地 鎌倉市由比ガ浜4丁目7-1

3 駐車場設置者の名称及び所在地 名 称 神奈川県

所在地 横浜市中区日本大通1

代表者 神奈川県知事

担当課 県土整備局道路部道路管理課

電 話 045-210-1111

4 指定管理者

名 称 タイムズ 24 株式会社・タイムズ サービス株式会社グループ

所在地 東京都品川区西五反田二丁目 20番 4号

代表者 タイムズ 24 株式会社 代表取締役 西川 光一

第1章 総則

(通則)

第1条 由比ガ浜地下駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(定義)

- 第2条 この規程の用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のもので長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルの大きさを超えないものをいう。
 - (2) 「大型自動車」とは、道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち、長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルの大きさを越え、かつ、長さ12.0メートル、幅2.5メートル及び高さ3.8メートルの大きさを超えないものをいう。
 - (3) 「利用者」とは、駐車場を利用する者をいう。
 - (4) 「開場時間」とは、駐車場に車両を入場又は出場させることができる時間をいう。
 - (5) 「管理者」とは、藤沢土木事務所長をいう。
 - (6) 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、神奈川県が指定する者をいう。

(契約の成立)

第3条 利用者は神奈川県道路附属物自動車駐車場条例、神奈川県道路附属物自動車駐車場条 例等の施行に関する規則及びこの規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(供用時間及び開場時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。開場時間は次表のとおりとする。

期間	開場時間
1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日まで	午前9時から午後6時まで
7月1日から8月31日まで	午前6時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、開場時間を変更することがある。

(時間制利用の利用期間)

第5条 利用者は、同一の車両を引き続き1週間を超えて駐車させてはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(供用休止等)

- 第6条 管理者は、次の場合には、駐車場の全部又は一部について、供用休止、駐車場の隔絶、 車路の通行止め、駐車した車両の退避等を行うことができる。
 - (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の破損その他これらに準じる事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合。
 - (2) 保安上、営業の継続が適当でないと認められる場合。
 - (3) 工事、清掃又は消毒を行うなど、管理上必要と認められる場合。
 - (4) その他駐車場の管理上緊急の措置をとる必要があると認められる場合。

(駐車できる車両)

第7条 駐車場に駐車できる車両は、地下1階においては普通自動車及び大型自動車に限るものとする。また、地下2階においては、普通自動車に限るものとする。

第2章 駐車時間及び利用料金

(駐車時間)

- 第8条 利用料金を算出するための駐車時間(以下「駐車時間」という。)は、入場のときに駐車券に記載された入場時刻から出場のときに駐車券に記載された出場時刻までの時間とする。
- 2 駐車時間に端数(30分未満)があるときは、30分に切り上げるものとする。

(利用料金)

第9条 利用料金は、次表のとおりとする。

期間	車 種	利用料金の額		
<i>荆</i> 间	平 催	1台30分につき	1台1泊につき	
1月1日から6月30日まで及び	普通自動車	210 円	1,040 円	
9月1日から12月31日まで	大型自動車	630 円	3,140 円	
7 8 1 8 3 2 0 8 91 8 7 7	普通自動車	260 円	1,040 円	
7月1日から8月31日まで	大型自動車	790 円	3,140 円	

※ 1泊とは、開場時間の終了時刻から次の開場時間の開始時刻まで駐車することをいう。

(利用料金の減免)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該手帳を指定管理者に提示することにより 利用料金(普通自動車に限る。)を2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、 これを切り捨てた額)に減額する。ただし、複数の手帳の提示による重複した減額及び当該 手帳の提示による由比ガ浜パークアンドライド利用料金の減額は行わないものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者が利用するとき。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (3) 都道府県知事又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 の長から児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談 所の判定により知的障害者とされた者に交付される手帳その他これに類するものの交付を 受けている者が利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる者を同乗させている者が利用するとき。
- 2 神奈川県 EV・FCV 認定カードに記載されている電気自動車等が駐車場を利用する場合は、 当該カードを指定管理者に提示することにより利用料金(普通自動車に限る。)を2分の1の 額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に減額する。ただし、前 項と重複した減額及び当該カードの提示による由比ガ浜パークアンドライド利用料金の減額 は行わないものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当すると管理者が承認した場合は、利用料金を免除する。
 - (1) 公用又は公共目的使用の車、公務利用の借り上げ車の駐車
 - (2) 火災、災害等の不測の事態の場合の駐車
 - (3) 施設点検、防災訓練の駐車

(利用料金の不還付)

第11条 既に納付された利用料金は、還付しない。但し、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 駐車場の利用

(駐車場の入出場)

第12条 利用者が入場しようとするときは、駐車券発行機等から駐車券の交付を受け、入場すること。

2 利用者が出場しようとするときは、精算機等にて所定の利用料金を納付し、出場すること。

(駐車券紛失の届出)

- 第13条 駐車券を紛失したときは、直ちに指定管理者に申し出て、所定の駐車券紛失届に入場 日時その他必要な事項を記入し提出すること。
- 2 届出があった場合は、身分証明書その他必要な証拠書類の提示を求め、その車両の出場に ついて正当な権限があることがわかった場合に限り出場を認める。
- 3 利用料金は、駐車券紛失届に記入された入場日時によって算出した額とする。

(駐車位置の変更)

第14条 指定管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置の変更を指示することができる。

(駐車場内の通行)

- 第15条 利用者は駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を遵守すること。
 - (1) 速度は8キロメートル毎時を超えないこと。
 - (2) 追い越しをしないこと。
 - (3) 駐車位置を離れる車両を優先すること。
 - (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
 - (5) 標識、案内板の表示及び指定管理者の指示に従うこと。

(遵守事項)

- 第16条 前条の定めによるほか、利用者は駐車場内において、次の事項を遵守すること。
 - (1) 他の車両の駐車を妨げないこと。
 - (2) 駐車場の施設又は他の車両を汚損し、又は破損するおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てないこと。
 - (4) 駐車場内は禁煙とする。
 - (5) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫の中にみだりに立ち入らないこと。
 - (6) 休憩する場合は所定の休憩待合室を使用すること。
 - (7) 駐車場内では飲酒、賭事及び喧噪に亘る行為等をしないこと。
 - (8) 開場時間外の入出場はできない。また、駐車場内では宿泊しないこと。
 - (9) 駐車場内では車両を洗浄したり燃料を補給しないこと。
 - (10) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、扉及びトランクには施錠して盗難に備えること。
 - (11)トイレで洗髪等他の利用者の使用を妨げるような行為はしないこと。
 - (12)料金の支払を済ませたときは速やかに出場すること。
 - (13) その他指定管理者の業務又は利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(事故の届出及び応急措置)

- 第17条 利用者は、次の場合は指定管理者にその旨を直ちに届け出なければならない。
 - (1) 利用者が駐車場内において交通事故を引き起こした場合。
 - (2) 利用者が駐車場内において駐車場の施設若しくは器物又は車両を滅失し、き損し又は汚損した場合。
 - (3) 利用者又はその車両に異常を発見した場合。
- 2 指定管理者は、前項の届出があったとき、又は利用者若しくは車両について事故を発見したとき若しくは事故が発生する恐れがあると認められたときは、利用者の同意を得て速やかに措置するものとする。ただし、緊急の場合には、利用者の同意を得ずに応急の措置をすることができる。

(入場拒否)

- 第 18 条 指定管理者は駐車場が満車である場合には受付を停止するほか、次の場合には入場を 拒否することができる。
 - (1) 構造上駐車させることができないとき。
 - (2) 発火性又は引火性の物品等危険物を積載しているとき。
 - (3) 駐車場の施設又は他の車両を汚損し、又は破損するおそれのあるとき。
 - (4) 著しく騒音又は臭気を発するとき。
 - (5) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積

載物をこぼす恐れのあるとき。

(6) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(出場拒否)

- 第19条 指定管理者は、次の場合には駐車した車両の出場を拒否することができる。
 - (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
 - (2) 利用者が所定の利用料金の支払に応じないとき。
 - (3) 第17条第2項に規定する措置をとるため必要があるとき。
 - (4) 指定枠外駐車又は、その他指定管理者が不正と認めたとき。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

- 第20条 指定管理者は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、1週間を超えて駐車している車両を発見した場合は、管理者に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた場合に、管理者は通知又は駐車場における掲示の方法により、利用者 に管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。
- 3 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 4 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないと きは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記するものとする。
- 5 管理者は、第2項若しくは第3項の規定により指定した日を経過した後は、車両について 生じた損害については、指定管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負 わない。

(車両の調査)

第21条 管理者は、前条第2項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な 限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第22条 管理者は、第20条第2項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用 者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動すること ができる。

(車両の処理)

第23条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの請求をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、所轄警察署に連絡し、

所有者の確認調査を依頼するものとする。

2 管理者は、所轄警察署から所有者が確認できない旨の連絡を受けた場合には、警察官の立会いのもとに現場で管理者及び警察署長連名の撤去勧告を車両に貼付した日から 14 日を経過しても、なお放置されている車両については、所轄警察署に連絡したうえで、撤去することができる。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第24条 管理者及び指定管理者は、利用者が駐車券の交付を受けてから駐車券を回収するまで、 車両の保管の責任を負う。

(駐車場の損害賠償)

第25条 管理者及び指定管理者は、その責に帰すべき事由により車両を滅失し、き損し又は汚損したときは当該車両の時価、損害の程度その他の事項を考慮して、その損害を賠償する責を負う。

(車両の搭載物又は取付物に関する免責)

第26条 管理者及び指定管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については賠償の責を負わない。

(車両又は利用者の損害等に関する免責)

- 第27条 管理者及び指定管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、 管理者又は指定管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。
 - (1) 自然災害その他不可抗力による事故
 - (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
 - (3) 管理者及び指定管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その 他駐車場内における事故
 - (4) 第6条の規定による措置
 - (5) 第17条第2項の規定による措置

(利用者の損害賠償)

第28条 管理者及び指定管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

第6章 地震発生時及び津波注意報・警報発令時の対応

(地震発生時)

第29条 鎌倉市内で気象庁の発表する最大震度5弱以上の地震が発生した場合、駐車場内の安全が確認できるまで車両の出入場を制限する。

(津波警報発令時)

第30条 鎌倉市内で気象庁から大津波警報が発令された場合、利用者は、指定管理者の指示に したがい、早急に避難場所等へ退避すること。 2 出入口に防潮板を設置・封鎖するため、車両の出入場はできない。

第7章 雑則

(この規程に定めのない事項)

第31条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

片瀬海岸地下駐車場管理規程

1 駐車場の名称 片瀬海岸地下駐車場

2 駐車場の所在地 藤沢市片瀬海岸 2 丁目 2932 番の 1296

3 駐車場設置者の名称及び所在地 名 称 神奈川県

所在地 横浜市中区日本大通1

代表者 神奈川県知事

担当課 県土整備局道路部道路管理課

電 話 045-210-1111

4 指定管理者

名 称 株式会社湘南なぎさパーク 所在地 藤沢市鵠沼橋1丁目2番7号 代表者 代表取締役社長 水田 豊人

第1章 総則

(通則)

第1条 片瀬海岸地下駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(定義)

- 第2条 この規程の用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のもので長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルの大きさを超えないものをいう。
 - (2)「利用者」とは、駐車場を利用する者をいう。
 - (3)「開場時間」とは、駐車場に車両を入場又は出場させることができる時間をいう。
 - (4)「管理者」とは、藤沢土木事務所長をいう。
 - (5)「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、神奈川県が指定する者をいう。

(契約の成立)

第3条 利用者は神奈川県道路附属物自動車駐車場条例、神奈川県道路附属物自動車駐車場条 例等の施行に関する規則及びこの規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(供用時間及び開場時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。開場時間は次表のとおりとする。

期間	開場時間	
1月1日から6月30日まで及び	平日	午前9時から午後6時まで
9月1日から12月31日まで	日曜日、土曜日及び休日	午前7時から午後7時まで
7月1日から8月31日まで		午前7時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、開場時間を変更することがある。

(時間制利用の利用期間)

第5条 利用者は、同一の車両を引き続き1週間を超えて駐車させてはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(供用休止等)

- 第6条 管理者は、次の場合には、駐車場の全部又は一部について、供用休止、駐車場の隔絶、 車路の通行止め、駐車した車両の退避等を行うことができる。
 - (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の破損その他これらに準じる事故が発生し、 又は発生する恐れがあると認められる場合
 - (2) 保安上、営業の継続が適当でないと認められる場合
 - (3) 工事、清掃又は消毒を行うなど、管理上必要と認められる場合
 - (4) その他駐車場の管理上緊急の措置をとる必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第7条 駐車場に駐車できる車両は、普通自動車に限るものとする。

第2章 駐車時間及び利用料金

(駐車時間)

- 第8条 利用料金を算出するための駐車時間(以下「駐車時間」という。)は、入場のときに駐車券に記載された入場時刻から出場のときに駐車券に記載された出場時刻までの時間とする。
- 2 駐車時間に端数(30分未満)があるときは、30分に切り上げるものとする。

(利用料金)

第9条 利用料金は、次表のとおりとする。

	車種	駐車料金の額
1月1日から6月30日		1台30分につき210円。ただし、一の開場時
まで及び9月1日から		間における駐車時間が4時間を超えるときは、
12月31日まで	普通自動車	当該開場時間における利用料金の額は、1台に
		つき 1,710円
		1台1泊につき1,040円
7月1日から8月31日	共区与新丰	1 台 30 分につき 260 円
まで	普通自動車	1 台 1 泊につき 1,040 円

※1泊とは、開場時間の終了時刻から次の開場時間の開始時刻まで駐車することをいう。

(利用料金の減免)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該手帳を指定管理者に提示することにより 利用料金を2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に 減額する。ただし、複数の手帳の提示による重複した減額は行わないものとする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者が利用するとき。
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。

- (3) 都道府県知事又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 の長から児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談 所の判定により知的障害者とされた者に交付される手帳その他これに類するものの交付を 受けている者が利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる者を同乗させている者が利用するとき。
- 2 神奈川県 EV・FCV 認定カードに記載されている電気自動車等が駐車場を利用する場合は、 当該カードを指定管理者に提示することにより利用料金を2分の1の額(その額に10円未満 の端数があるときは、これを切り捨てた額)に減額する。ただし、前項と重複した減額は行 わないものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当すると管理者が承認した場合は、利用料金を免除する。
 - (1) 公用又は公共目的使用の車、公務利用の借り上げ車の駐車
 - (2) 火災、災害等の不測の事態の場合の駐車
 - (3) 施設点検、防災訓練の駐車

(利用料金の不還付)

第11条 既に納付された利用料金は、還付しない。但し、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 駐車場の利用

(駐車場の入出場)

- 第12条 利用者が入場しようとするときは、駐車券発行機等から駐車券の交付を受け、入場すること。
- 2 利用者が出場しようとするときは、精算機等にて所定の利用料金を納付し、出場すること。

(駐車券紛失の届出)

- 第13条 駐車券を紛失したときは、直ちに指定管理者に申し出て、所定の駐車券紛失届に入場 日時その他必要な事項を記入し提出すること。
- 2 届出があった場合は、身分証明書その他必要な証拠書類の提示を求め、その車両の出場に ついて正当な権限があることがわかった場合に限り出場を認める。
- 3 利用料金は、駐車券紛失届に記入された入場日時によって算出した額とする。

(駐車位置の変更)

第14条 指定管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置の変更を指示することができる。

(駐車場内の通行)

- 第15条 利用者は駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を遵守すること。
 - (1) 速度は8キロメートル毎時を超えないこと。
 - (2) 追い越しをしないこと。
 - (3) 駐車位置を離れる車両を優先すること。
 - (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識、案内板の表示及び指定管理者の指示に従うこと。

(遵守事項)

- 第16条 前条の定めによるほか、利用者は駐車場内において、次の事項を遵守すること。
 - (1) 他の車両の駐車を妨げないこと。
 - (2) 駐車場の施設又は他の車両を汚損し、又は破損するおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てないこと。
 - (4) 駐車場内は禁煙とする。
 - (5) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫の中にみだりに立ち入らないこと。
 - (6) 駐車場内では飲酒、賭事及び喧噪に亘る行為等をしないこと。
 - (7) 開場時間外の入出場はできない。また、駐車場内では宿泊しないこと。
 - (8) 駐車場内では車両を洗浄したり燃料を補給しないこと。
 - (9) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、扉及びトランクには施錠して恣難に備えること。
 - (10)トイレで洗髪等他の利用者の使用を妨げるような行為はしないこと。
 - (11)料金の支払を済ませたときは速やかに出場すること。
 - (12) その他指定管理者の業務又は利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(事故の届出及び応急措置)

- 第17条 利用者は、次の場合は指定管理者にその旨を直ちに届け出なければならない。
 - (1) 利用者が駐車場内において交通事故を引き起こした場合。
 - (2) 利用者が駐車場内において駐車場の施設若しくは器物又は車両を滅失し、き損し又は汚損した場合。
 - (3) 利用者又はその車両に異常を発見した場合。
- 2 指定管理者は、前項の届出があったとき、又は利用者若しくは車両について事故を発見したとき若しくは事故が発生する恐れがあると認められたときは、利用者の同意を得て速やかに措置するものとする。ただし、緊急の場合には、利用者の同意を得ずに応急の措置をすることができる。

(入場拒否)

- 第 18 条 指定管理者は駐車場が満車である場合には受付を停止するほか、次の場合には入場を 拒否することができる。
 - (1) 構造上駐車させることができないとき。
 - (2) 発火性又は引火性の物品等危険物を積載しているとき。
 - (3) 駐車場の施設又は他の車両を汚損し、又は破損するおそれのあるとき。
 - (4) 著しく騒音又は臭気を発するとき。
 - (5) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼす恐れのあるとき。
 - (6) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(出場拒否)

- 第 19 条 指定管理者は、次の場合には駐車した車両の出場を拒否することができる。
 - (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
 - (2) 利用者が所定の利用料金の支払に応じないとき。

- (3) 第17条第2項に規定する措置をとるため必要があるとき。
- (4) 指定枠外駐車又は、その他指定管理者が不正と認めたとき。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

- 第20条 指定管理者は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、1週間を超えて駐車している車両を発見した場合は、管理者に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた場合に、管理者は通知又は駐車場における掲示の方法により、利用者 に管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。
- 3 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 4 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないと きは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記するものとする。
- 5 管理者は、第2項若しくは第3項の規定により指定した日を経過した後は、車両について 生じた損害については、指定管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負 わない。

(車両の調査)

第21条 管理者は、前条第2項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な 限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第22条 管理者は、第20条第2項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用 者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動すること ができる。

(車両の処理)

- 第23条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの請求をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、所轄警察署に連絡し、所有者の確認調査を依頼するものとする。
- 2 管理者は、所轄警察署から所有者が確認できない旨の連絡を受けた場合には、警察官の立会いのもとに現場で管理者及び警察署長連名の撤去勧告を車両に貼付した日から 14 日を経過しても、なお放置されている車両については、所轄警察署に連絡したうえで、撤去することができる。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第24条 管理者及び指定管理者は、利用者が駐車券の交付を受けてから駐車券を回収するまで、 車両の保管の責任を負う。

(駐車場の損害賠償)

第25条 管理者及び指定管理者は、その責に帰すべき事由により車両を滅失し、き損し又は汚損したときは当該車両の時価、損害の程度その他の事項を考慮して、その損害を賠償する責を負う。

(車両の搭載物又は取付物に関する免責)

第26条 管理者及び指定管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については賠償の責を負わない。

(車両又は利用者の損害等に関する免責)

- 第27条 管理者及び指定管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、 管理者又は指定管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。
 - (1) 自然災害その他不可抗力による事故
 - (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
 - (3) 管理者及び指定管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その 他駐車場内における事故
 - (4) 第6条の規定による措置
 - (5) 第17条第2項の規定による措置

(利用者の損害賠償)

第28条 管理者及び指定管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

第6章 地震発生時及び津波注意報・警報発令時の対応

(地震発生時)

第29条 藤沢市内で気象庁の発表する最大震度5弱以上の地震が発生した場合、駐車場内の安全が確認できるまで車両の出入場を制限する。

(津波警報発令時)

- 第30条 藤沢市内で気象庁から大津波警報が発令された場合、利用者は、指定管理者の指示に したがい、早急に避難場所等へ退避すること。
- 2 出入口に防潮板を設置・封鎖するため、車両の出入場はできない。

第7章 雑則

(この規程に定めのない事項)

第31条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

_____ 業務日報

天 候 : 〇 〇

施設名:00000

業務名:清掃

記録者(担当責任者): 〇〇〇〇

1 勤務員氏名

氏名	勤務時間			主な業務
1	:	\sim	:	
2	:	~	:	
3	:	\sim	:	

基本協定で定められた仕様を予め 記入しておく

年度協定で定められた事業計画を予め 記入しておく

当日の作業内容を記入する

業務記録

室名等		仕様書	事業計画	作業内容		
	玄関ホール	ゴミがなく、玄関周り等に	,	/		
	ZKW. 7	汚れがない		/		
	エレベータ	ゴミがなく、ホールに汚れ	/ /			
	ーホール	がない	MYWS (IDNT/H)	/		
		17 ***	生中担心性~四度 ジュケ	\		
日出	事務室①	適切な方法により、埃・ゴ	1 /	\		
常		ミがない状態にする	のごみを収集し、容器の外	\		
清			面で汚れた部分はタオル	1		
掃			で水ふき(1回以上/日)			
	事務室②	同上	同上			
	会議室	同上	床全面をモップで水ふき			
			(1回以上/日)			
	男子・女子ト	衛生陶器は清潔な状態に	汚れた部分は水ふき又は			
	イレ (1階)	保つ、消耗品は常に補充さ	適正洗剤でふく・トイレッ	[]		
		れている、間仕切りは汚	トペーパー、水石鹸等を補	\		
		損・破損がなく、洗面台	煮 する。(2回以上/日)	\		
		鏡は汚れがない				
定	0000	0000000000	000000000000000000000000000000000000000			
期						
清						
掃						
	特記事項(異常の有無、事故報告、苦情、その他)					

担当責任 者

3 総括責任者による評価

(良否)

コメント

統括責任 者

※ 必要に応じて図面を添付

月例業務報告書

施設名:00000

<u>令和〇年〇月</u> 業務名:清掃

記録者(担当責任者): 〇〇〇〇

1 作業人員等

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
計画内実績		計画外実績		主な業務
計画内人員	名	計画外人員	名	
作業時間	時間	作業時間	時間	

年度協定で定められた事業計画を予め 基本協定で定められた仕様を予め 当月の作業内容を記入する 記入しておく 記入しておく 2 作業実績 室名等 仕様書 事業計画 作業実績 ゴメがなく、玄関周り 玄関ホール 床掃き・壁ふき $(\sqrt{1} \Box$ 作業日数: 等に汚れがない 上/日) 状流: 成水ふき(1回以 エレベータ ゴミがなく、ホール 作業日数: 日 ーホール **活**れがない 状况: 事務室(1) <u> 適</u>切な方法により 真空掃除機で吸塵・ 作業日数: 日 常 **埃・ゴミがない状態に** み箱のごみを収集し 状況: 清 する 容器の外面で汚れた部 分はタオルで水ふき (1回以上/日) 事務室② 同上 同上 作業日数: 日 状況: 会議室 同上 床全面をモップで水ふ 作業日数: 日 き(1回以上/日) 状況: 作業日数: 男子・女子 衛生陶器は清潔な状態 汚れた部分は水ふき又 日 は適正洗剤でふく・ト 狀況: トイレ (1 に保つ、消耗品は常に イレットペーパー、 階) 補充されている、間仕 切りは汚損・破損がな 右鹸等を補充する。(、洗面台・鏡は汚れ 直以上/目) ない 作業日数: 00000000 0000 0000000 定 日 期 \bigcirc 状況 清 特記事項(異常の有無、事故報告、苦情、その他)

> 担当責任 者

3 総括責任者による評価

(良否)

コメント

統括責任 者

※ 当月分の日報を添付する。

実績報告書

令和○○年○○月○日

神奈川県知事 殿

△△△△△△△ (指定管理者名)

指定管理業務年間実績報告書

○○地下駐車場の管理に関する基本協定書○○条に基づき、次のとおり、令和○年度の指定管理業務年間実績報告書を提出します。

添付資料

- 1 指定管理者管理運営実施状況表(第○号様式)
- 2 収支結果表(任意様式)
- 3 駐車利用年間実績表(任意様式)
- 4 作業人員年間集計表(任意様式)
- 5 清掃実績年間集計表(任意様式)
- 6 電気・設備点検年間集計表(任意様式)
- 7 利用促進実績集計表(任意様式)
- 8 苦情・意見要望一覧表(任意様式)
- 9 業務委託実績一覧表(任意様式)
- 10 その他資料

事故・不祥事等に関する報告書(第●報)

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人等の名称 代表者の氏名

(連絡先:担当者名)

電話番号

(施設名)で発生した事故・不祥事等について、次のとおり報告します。

	事故/不祥事/指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる
報告区分	事案/
概要	(記載例)・利用者の骨折・施設周辺における不審者の存在
発生(認知)年月日	●年●月●日 ●時●分
発生(認知)場所、発生(認知)の状況	 (事故の記載例) ・場所:施設の坂道 状況:利用者が石につまずいて転倒し、頭を地面にぶつける(発生時間は△時ごろと推測)。他の利用者が発見し管理事務所に来所、●時●分報告いただいた。作業員が対応。(指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案の記載例) ・場所:施設正門状況:●日前から不審者が施設周辺を徘徊していると、住民から●時●分、事務室へ電話があった。電話は事務職員が対応。
発生(認知)時の対応及び 帰責事由の有無	<発生時の対応> 時系列で記載する。 <帰責事由の有無> 有・無 (有または無と判断した理由:)
発生(認知)後の対応(関係機関への連絡、利用者等関係者への説明、策定した再発防止策の内容、役職員等団体内の周知状況等)現在の状況(関係機関との連絡調整、紛争継続の有無、施設賠償責任保険の適用、	(第1報後、追記し、後日報告することで可) (第1報後、追記し、後日報告することで可)
今後のスケジュール等)	(第1報後、追記し、後日報告することで可)

- ・事 故:事故に該当するか否かは、施設の特性や発生時の状況等を踏まえて、指定管理者又は施設所管課が 判断する。
- ・不祥事:懲戒処分の指針の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったものとする。
- ・指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案:①犯罪予告、脅迫又は不当な要求、②指定管理業務に 重大な悪影響を及ぼしうる不審者・不審物 等とし、指定管理業務に重大な悪影響を及ぼしうるか否かは、指 定管理者又は施設所管課が判断する。

緑化協力金制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑化協力金の受入れ、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 緑化協力金 かながわトラストみどり基金条例(昭和61年条例第4号。以下「基金条例」という。)第3条第2号に規定する基金の趣旨に添う寄附金で、駐車場利用者及び駐車場の経営主体から拠出される任意の寄附金をいう。
 - (2) 県営駐車場 県が公の施設条例に基づき設置している駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
 - (3) 県立都市公園の駐車場 県立都市公園の駐車場のうち、指定管理者が都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の許可を受けて管理する有料駐車場をいう。
 - (4) 県の第三セクターの駐車場 県の第三セクターが経営する駐車場のうち、月極等の定期 的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
 - (5) その他の駐車場 第1号から第4号までに定める駐車場のほか、緑化協力金の実施に賛同するものが設置又は管理等を行う駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。

(実施駐車場)

第3条 緑化協力金は、別表第1から別表第4までに掲げる駐車場において実施する。

(緑化協力金の受入れ)

第4条 次の表の左欄に掲げる駐車場における緑化協力金は、同表の右欄に掲げる者が利用者 に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に預かるものとする。この場合において、同表の 右欄に掲げる者は、緑化協力金の額を利用者に明示するとともに、預かった緑化協力金を集 計し記録するものとする。

別表第1に掲げる駐車場	指定管理者又は駐車料金徴収事務受託者	
別表第2に掲げる駐車場	当該駐車場の管理の許可を受けた者	
別表第4に掲げる駐車場	設置者、管理者等	

- 2 別表第3に掲げる駐車場における緑化協力金は、当該施設を経営する第三セクターの代表者が、当該施設の収入の一部を拠出するものとする。
- 3 別表第1に掲げる駐車場の指定管理者、別表第2に掲げる駐車場の管理の許可を受けた者、 又は別表第4に掲げる駐車場の設置者、管理者等が任意の寄附金を緑化協力金として拠出す ることを県に申し出、県がこれを承諾した場合は、第1項の規定は、適用しない。
- 4 第1項に規定する緑化協力金の額は、駐車時間及び車種にかかわらず、自動車(自動二輪車を含む。)1台当たり1回20円とする。ただし、前項に規定する場合は、この限りでない。
- 5 次に掲げる者は、第2項又は第3項に規定する任意の寄附金を県の緑化協力金の歳入科目

に納付するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる駐車場の指定管理者(第3項に規定する場合に限る。)
- (2) 別表第2に掲げる駐車場の管理の許可を受けた者(第3項に規定する場合に限る。)
- (3) 別表第3に掲げる駐車場を経営する第三セクター代表者
- (4) 別表第4に掲げる駐車場の設置者、管理者等(第3項に規定する場合に限る。)
- 6 次に掲げる者は、利用者から預かった緑化協力金を一定期間とりまとめ、公益財団法人かながわトラストみどり財団(以下「財団」という。)の銀行預金口座に振り込むものとする。 ただし、当該者が振込手数料を負担する場合の振込方法については、県、財団及び当該者が協議して定める。
 - (1) 別表第1に掲げる駐車場の指定管理者及び駐車料金徴収事務受託者(第3項に規定する場合を除く。)
 - (2) 別表第2に掲げる駐車場の管理の許可を受けた者(第3項に規定する場合を除く。)
 - (3) 別表第4に掲げる駐車場の設置者、管理者等(第3項に規定する場合を除く。)
- 7 財団は、前項の規定により緑化協力金が振り込まれたときは、当該緑化協力金を県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。ただし、前項ただし書に規定する場合の納付方法については、県、財団及び当該者が協議して定める。

(基金への積立て)

第5条 緑化協力金は、基金条例に基づく基金に積み立てるものとする。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益のうち、緑化協力金が原資となっている部分については、 一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金に積み立てた緑化協力金は、自然環境又は歴史的環境を保全するために樹林地等 を買い入れる場合及び取得した樹林地等の維持管理の経費に充てる場合に限り、これを処分 することができる。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、緑化協力金の受入れ、管理及び処分に関し必要な事項は、自然環境保全課長が定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成13年7月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年7月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年6月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年7月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年7月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月16日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年8月31日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年3月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、施行日以後に県の緑化協力金の収入科目に納付された緑化協力金について適用し、同日前に納付された緑化協力金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

県営駐車場(徴収委託又は指定管理)

かながわ労働プラザ

湘南港臨港道路附属駐車場

大磯港臨港道路附属駐車場

由比ガ浜地下駐車場

葉山港臨港道路附属駐車場

片瀬海岸地下駐車場

小中沢駐車場

別表第2 (第3条、第4条関係)

県立都市公園の駐車場(管理許可)

保土ケ谷公園			
湘南海岸公園			
城ケ島公園			
恩賜箱根公園			
辻堂海浜公園			
東高根森林公園			
相模原公園			
大磯城山公園			
七沢森林公園			
四季の森公園			
秦野戸川公園			
茅ケ崎里山公園			
あいかわ公園			

別表第3 (第3条、第4条関係)

県の第三セクターの駐車場 (寄附金)

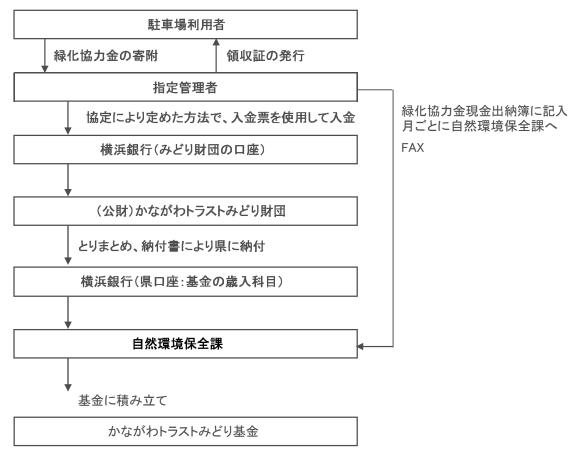
株式会社湘南なぎさパークが経営する駐車場 大涌谷駐車場

別表第4 (第3条、第4条関係)

その他の駐車場

芦ノ湖キャンプ村

○ 緑化協力金フロー図



前回募集時における質問への回答事項

NO.	対象施設	質問	回 答
1	由比ガ浜地下駐車場	【別紙 18】 消防施設保守点検について 参考仕様書には記載がありません が、消防法の点検基準で定められてい る「非常用自家発電機の負荷試験」は 年1回実施するということでよろし いでしょうか。(消防法の罰則規定が 強化されているため)	「非常用自家発電機の負荷試験」は、消防用設備等の点検要領に基づき、県が、年1回実施いたします。 つきましては、別紙9 P18 に記載の「①施設の各年度想定支出(各年度同額)」「c施設管理」「5消防設備保守点検」の費用に「非常用自家発電機の負荷試験」費用は、見込まないでください。
2	由比ガ浜地下駐車場	【別紙 18】 除塩フィルター交換について 「プレフィルター・不織布」及び「塩 害防止フィルター」は、指定管理者が 購入し、新品に交換するということで しょうか。	別紙 18「由比ガ浜地下駐車場 保守点検業務 参考仕様書」P43 に記載のとおり、「プレフィ ルター・不織布」は、年2回、「塩害防止フィ ルター」は、年1回、指定管理者が購入、新品 に交換することとし、購入及び交換費用を、別 紙9 P18 に記載の「①施設の各年度想定支出 (各年度同額)」「c施設管理」「4除塩フィ ルター保守点検」に見込んでいます。

[※]前回募集時の質問への回答事項であるため、表に記載の別紙は添付しておりません。

由比ガ浜パークアンドライド基本協定書

神奈川県(以下「甲」という。)、鎌倉市(以下「乙」という。)、京浜急行バス株式会社(以下「丙」という。)、江ノ島電鉄株式会社(以下「丁」という。)及びタイムズ24株式会社(以下「戊」という。)は、由比ガ浜パークアンドライドシステム(以下「パークアンドライドシステム」という。)の実施に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、乙の実施する交通需要管理施策の一環として行うパークアンドライドシステム の実施に当たり、必要となる基本的事項として関係者の役割分担等を定め、もってパークアンドライドシステムの円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定においてパークアンドライドシステムとは、鎌倉市内の自動車走行環境の改善を図ることを目的とし、乙の実施する交通需要管理施策の一環として、甲が管理する由比ガ浜地下駐車場(以下「地下駐車場」という。)と次の交通機関を利用するシステムをいう。
 - (1) シャトルバス 別添図面に示した経路により丙及び丁が運行するバスをいう。
 - (2) 路線バス 丙及び丁が運行する別添図面に示した区間のバスをいう。
 - (3) 江ノ電 丁が運行する別添図面に示した区間の江ノ電をいう。

(役割分担)

- 第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、パークアンドライドシステムの実施に当たり、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める役割を担うものとする。
 - (1) 甲 地下駐車場を、パークアンドライドシステム利用者(以下「利用者」という。) に5時間を上限に利用させるとともに、シャトルバス停留所として利用させる。
- (2) 乙 パークアンドライドシステムに係る連絡調整を行う。
- (3) 丙及び丁 シャトルバス、路線バス及び江ノ電の運行管理を行う。
- (4) 戊 パークアンドライドシステム利用券の発券、料金の徴収及びパークアンドライドシステム 案内業務を行う。

(調整会議)

- 第4条 パークアンドライドシステムの円滑な運営を図るため、調整会議を設置する。
- 2 調整会議の事務局は、乙に置く。
- 3 パークアンドライドシステム運営方法等必要な事項は、調整会議において、甲、乙、丙、丁及び 戊が協議し、別に定める。

(第三者の損害に対する責任)

第5条 パークアンドライドシステムの実施により第三者に損害を与えたときは、甲、乙、丙、丁及 び戊は、第3条に定める役割分担に従い、それぞれ責任を負うものとする。

(パークアンドライドシステム利用料金及び実施日)

第6条 パークアンドライドシステムの利用料金の額及び実施日は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとし、年度ごとに協定を締結するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙、 丁及び戌が協議して定めるものとする。

(旧基本協定の失効)

第8条 平成18年4月1日付けで甲、乙、丙及び丁が締結した由比ガ浜パークアンドライド基本協定書は、本協定書の締結をもって効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 5 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ、各々 1 通を保有するものとする。

令和元年 (2019年) / 0月/日

甲 横浜市中区日本大通 1 神奈川県知事

入理 I 黒岩 祐治



乙 鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市長 松尾



丙 横浜市西区高島1丁目2番8 京浜急行バス株式会社 取締役社長 平位

丁 藤沢市片瀬海岸1丁目4番7 江ノ島電鉄株式会社 代表取締役社長 楢井 選

戊 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光

由比ガ浜パークアンドライドに関する令和2年度協定書

神奈川県(以下「甲」という。)、鎌倉市(以下「乙」という。)、京浜急行バス株式会社(以下「丙」という。)、江ノ島電鉄株式会社(以下「丁」という。)及びタイムズ24株式会社(以下「戊」という。)は、令和元年10月1日に締結した由比ガ浜パークアンドライド基本協定書第6条の規定に基づき、令和2年度における由比ガ浜パークアンドライドシステム(以下「パークアンドライドシステム」という。)の利用料金の額等について、次のとおり協定を締結する。

(実施日)

- 第1条 パークアンドライドシステムは、次の各号に定める日について実施する。
- (1) 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
- (2) 令和2年9月1日から令和2年12月31日まで
- (3) 令和3年1月4日から令和3年3月31日まで
- 2 シャトルバスの運行は、前項各号に定める日の土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日をいう。) に実施する。

但し、次の各号に定める日については、シャトルバスの運行は実施しない。

- (1) 令和2年4月12日(鎌倉まつりの開催が予定されていた日)
- (2) 令和2年4月29日から令和2年5月6日まで
- (3) 令和3年1月4日から令和3年1月11日まで

(利用料金の額)

- 第2条 パークアンドライドシステムの利用料金の額は、シャトルバス、路線バス及び江ノ電の運賃の額に、普通自動車1台あたり800円を加えた額とする。
- 2 前項に定めるシャトルバス、路線バス及び江ノ電の運賃の額は、次の各号の定めるところによる。
- (1)シャトルバス及び路線バスの運賃の額 利用人数2人までで540円とする。3人以上で利用するときは、3人目以降について大人270円、小人140円と定める。なお、路線バスの運賃の額は、シャトルバスの運行を実施しない日においても同額とする。
- (2) 江ノ電の運賃の額 利用人数2人までで400円とする。3人以上で利用するときは、3人目以降について大人200円、小人100円と定める。

(券売機の設置)

第3条 料金徴収に係る券売機については、地下駐車場内に戊が設置し利用させることとし、設置に要する費用の一部を乙が負担する。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙、 丁及び戊が協議して定めるものとする。

(旧基本協定の失効)

第8条 平成18年4月1日付けで甲、乙、丙及び丁が締結した由比ガ浜パークアンドライド基本協定書は、本協定書の締結をもって効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、協定書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ、各々 1通を保有するものとする。

令和元年(2019年)/0月/日

甲 横浜市中区日本大通1 神奈川県知事

黒岩 祐治



乙 鎌倉市御成町 18番 10号 鎌倉市長 松尾



丙 横浜市西区高島1丁目2番8景 京浜急行バス株式会社

取締役社長



丁 藤沢市片瀬海岸1丁目4番7号 江ノ島電鉄株式会社 代表取締役社長



戊 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川

道路附属物自動車駐車場 占用許可基準

法第1号物件 -その他の物件-地下駐車場に設置する売店等

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路附属物地下駐車場において、地方自治法第244条の2第3項の規定により知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)又は自治会、商工会若しくはこれらに準ずる団体で指定管理者が認めるものが設置する場合
- 2 売店、情報施設、自動販売機など、利用者の利便を増進させる物件である場合
- 3 火気の使用は認めない。

(位置)

1 道路附属物地下駐車場の機能及び通行に支障を及ぼさないような位置に設置すること。

(構造)

- 1 占用物件の配置によって、当該施設の安全性が害されないようにすること。
- 2 利用者の利便及び交通の安全を図るよう十分に配慮すること。

基本協定書標準例

〇〇施設の管理に関する基本協定書

神奈川県(以下「甲」という。)と〇〇法人〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、〇〇施設管理条例(昭和(平成、令和)〇〇年神奈川県条例第〇〇号)第〇条第〇項の規定により、〇〇施設の指定管理業務について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

(協定の目的)

第1条 本協定は、○○施設の指定管理業務(以下「管理業務」という。)について、必要な 事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第2条 乙は、○○施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、管理業務が民間事業者である乙の能力を活用して実施されることにより、サービス の向上や経費の節減に資することを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- (※ 指定管理者が公益法人等である場合には、本項を削除し、見出しを(公共性の尊重)と する。)

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義等)

- 第4条 本協定で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 「指定開始日」とは、令和〇年神奈川県告示第〇号において告示した指定期間の開始日 のことをいう。
 - (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う管理業務の実施に関する対価のことをいう。
 - (3) 「自主事業」とは、県民サービス向上のため、○○施設の設置目的に沿って、乙が管理業務以外に自己の責任と費用において行う事業のことをいう。
 - (4) 「提案書」とは、指定管理者の公募に当たり、乙が提出した申請書類一式のことをいう。
 - (5) 「年度協定書」とは、本協定に基づき、年度ごとに協議する必要がある事項について定めるために、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
 - (6) 「不可抗力」とは、天災(地震、津波、噴火、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)並びにその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
 - (7) 「制度等の変更」とは、法令等(すべての法律、政令、条例及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。)の変更、税制度の変更及び行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等のうち管理業務の実施に関して影響を与えるものの変更をいう。
 - (8) 「募集要項等」とは、○○施設指定管理者募集要項(維持管理及び運営等に関する業務の基準(以下「業務の基準」という。)を含む。)及びこれに関する質問への回答のこ

とをいう。

- (9) 「利用料金」とは、○○施設の利用の対価として、利用者が乙に支払い、乙の収入となる施設(及び設備)の利用料のことをいう。
- (10)「事故等」とは、管理業務の実施に関連して発生した事故、不祥事等又は災害等の緊急 事態のことをいう。
- 2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理物件)

- 第5条 管理業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理物品と する。
- 2 管理施設は別表1、管理物品は別表2のとおりとする。
- (※ 別表2は施設により年度ごとの変更が必要となる場合もあるため、年度協定書の附属書類としても差し支えない。)
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(協定期間)

第6条 本協定の期間は、協定締結日から指定期間の終了日である令和〇年〇月〇日までとする。ただし、甲が、第34条第3項、第36条第2項又は第54条第1項若しくは第4項に規定する指定の取消し(以下「指定の取消し」という。)を命じた場合は、その日までとする。

第2章 業務範囲

(管理業務の内容等)

第7条 乙が行う管理業務の内容は、次の各号のとおりとする。

<各号の例>

- (1) 管理施設の維持管理に関する業務
 - ア 管理施設における各設備の保守、清掃業務
 - イ 管理施設で使用する消耗品の調達及び管理業務
 - ウ 管理施設における利用者の案内、備品の貸出業務
 - 工 ...
- (2) 管理施設の利用承認に関する業務
 - ア 施設の利用の受付及び承認(取消しを含む。)に関する業務
 - イ 施設の利用案内に関する業務
 - ウ 神奈川県公共施設利用予約システムの利用に関する業務
 - エ 施設の利用調整に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務

. . .

(4) ○○事業の実施に関する業務

. . .

乙は、管理施設の利用申込等の手続きを行わせ、又は行うため神奈川県公共施設利用予約 システムを使用するものとする。

2 前項各号に掲げる管理業務の細目及び乙が管理業務を実施するに当たって満たさなければ

ならない条件は、業務の基準に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第8条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

<各号の例>

- (1) 管理施設の使用許可
- (2) 管理施設の修繕業務(1件当たり○万円以上(税込)のものに限る。)

(管理業務及び業務の基準の変更)

- 第9条 甲又は乙は、必要と認める場合には相手方に対する通知をもって、第7条第1項に定めた管理業務及び同条第2項に定めた業務の基準の変更について協議を求めることができる。
- 2 前項の規定による求めがあった場合には、甲又は乙は、協議に応じなければならない。
- 3 管理業務若しくは業務の基準又はそれらに伴う事業計画若しくは指定管理料等の変更については、前項の協議において決定するものとする。

(事業計画等)

- 第10条 乙は、第7条第1項に規定する管理業務を行うに当たっては、提案書に基づき、毎年 度、次の各号に掲げる計画を策定しなければならない。
 - (1) 事業計画
 - (2) 人員配置計画
 - (3) 収支計画

(※ 年度協定書で詳細を定める。)

- 2 乙は、指定期間の初年度を除き、前項に規定する計画をその前年度の6月下旬までに作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 甲及び乙は、第1項及び第2項に規定する計画について協議を行い、計画の対象とする年度の年度協定書を定めるものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項に規定する計画を変更しようとするときは、甲と乙との協議により決定するものとする。
- 5 甲及び乙は、第1項に規定する事業計画を、第3項又は前項の規定による協議を経た後に、 自らのホームページ等に公表するなど、県民への周知に努めるものとする。

第3章 管理業務の実施

(管理業務の実施)

- 第11条 乙は、管理業務を行うに当たり、○○施設管理条例(以下「条例」という。)及び○ ○条例施行規則(昭和(平成、令和)○○年神奈川県規則第○○号。以下「規則」という。) その他の関係法令等、行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等を遵守するとともに、善 良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に管理業務を履行しなければならない。
- 2 乙は、本協定、年度協定のほか、募集要項等及び提案書に従って管理業務を実施するものとする。
- 3 基本協定書、年度協定書、募集要項等及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協 定、年度協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

(開業準備)

- 第12条 乙は、管理業務の円滑な引継ぎのため、指定開始日に先立ち、管理業務の実施に必要な人材(資格者を含む。)の確保及び研修等を実施するとともに、甲と協議の上、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 管理業務の実施状況等の確認
 - (2) 管理業務に係る関係者との必要な調整
 - (3) 管理業務の実施に係る手順等の整備
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 前項各号の実施に係る費用は、乙の負担とする。

(管理業務の第三者への委託)

- 第13条 乙は、管理業務を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 当該第三者がさらに他の第三者に業務を委託することを禁じなければならないこと。
 - (2) 県内中小企業者や障害者雇用企業等への優先的な発注を図ること。
 - (3) 甲から施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない等、募集要項で欠格事由とした事項に該当する者を選定しないよう努めること。
- 3 乙は、管理業務の一部を第三者に委託する場合には、すべて乙の責任及び費用において行 うものとし、乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由により甲に損害・損失や増加費用が 発生した場合は、すべて乙の責めに帰すべき事由により発生した損害・損失や増加費用とみ なし、乙が負担する。
 - (※ やむを得ず、当該第三者から他の第三者に業務を委託する場合は、次の内容を担保する条項を規定する。ただし、個人情報を含む業務を委託する場合は、個人情報保護に関する別記事項第14条第2項から第5項の規定により実施する。
 - 他の第三者への委託を行なうことを乙から甲へ報告させること。)
 - (※ あわせて、例を参考に第13条第3項に相当する条項を規定する。
 - 〇 (例)

やむを得ず乙が委託した第三者が、他の第三者に当該業務の一部を委託する等して、 当初委託した第三者以外の第三者が業務を実施する際に生じた損害・損失や増加費用 については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害・損失や増加費用とみ なす。)

- 第13条の2 甲は、提案書の委託予定業務一覧表(様式○)に記載されている業務について、 承認を必要とする業務(以下「要承認業務」という。)と承認を省略する業務に区分する。
- 2 甲は、速やかに前項の区分を行い、乙に通知する。要承認業務と承認を省略する業務との 区分を変更したときも同様とする。
- 3 乙は、要承認業務を第三者に委託する場合には、管理業務の会計年度ごとにあらかじめ甲 の承認を得なければならない。
- 4 乙は、提案書の委託予定業務一覧表に記載されている業務以外の業務を委託する場合には、 事前に委託予定業務一覧表を甲に提出しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合

には、委託予定業務一覧表の提出を省略することができる。

- 5 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により委託予定業務一覧表が提出された場合について準用する。
- 第13条の3 乙は、個人情報を含む業務を委託する場合には、前条の規定は適用せず、個人情報保護に関する別記事項第14条の規定によるものとする。
- 第13条の4 乙は、管理業務の一部を第三者に委託した場合には、第45条第1項、第2項又は第3項に規定する実績報告書等と合わせて、委託した業務の実績について記載する業務委託実績報告書(様式〇)を提出しなければならない。ただし、第13条の2第4項ただし書きの規定により、委託予定業務一覧表の提出を省略した場合には、第42条第1項、第2項又は第3項に規定する月例業務報告書と合わせて提出しなければならない。

(事故等への対応)

第14条 乙は、事故等が発生した場合には、速やかに、必要な措置を講じるとともに、あらか じめ定められた連絡先に対して事故等の内容を、事故・不祥事等に関する報告書(様式〇) により報告しなければならない。

(※ あらかじめ、指定管理者と県との連絡体制を記した緊急連絡網等を作成する。)

- 2 乙は、事故等が発生した場合には、甲と協力してその発生原因等の調査に当たるものとする。
- 3 乙は、事故等が発生した場合には、甲と協議の上、説明責任を果たすとともに、類似の事態の発生を回避する等の観点から、可能な限り当該事故等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 4 乙は、指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際は、事故・不祥 事等に関する報告書(様式○)により速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 甲及び乙は、指定期間開始までに第1項及び第4項に係る連絡網を整備し相手方に通知するとともに、関係する職員に対して周知するものとする。
- 6 甲又は乙は、前項で整備した連絡網について変更が生じたときは、その内容について速や かに相手方に通知するものとする。

(大規模な災害等が発生した場合の対応①)

- 第14条の2 乙は、大規模な災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)は、管理施設が〇〇〇(市町村名)地域防災計画に定める〇〇〇(避難所、広域避難地等施設等、管理施設の役割を記載する。)として機能するよう、甲又は〇〇〇(市町村名)等の要請に基づき、災害対応に協力するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する以外の災害対応についても、甲又は○○○(市町村名)等から要請があった場合には、甲又は○○○(市町村名)等に協力するものとする。
- 3 乙は、前2項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、県民等の安全確保のため、自らの判断により適切な災害対応に努めるものとする。
- 4 甲は、前3項に規定する乙の協力等の対応が円滑に図られるよう、その詳細についてあら

かじめ乙と協議し、手順等を別に定めるものとする。

(大規模な災害等が発生した場合の対応②)

- 第14条の2 乙は、大規模な災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)には、管理施設が神奈川県地域防災計画に定める〇〇〇(緊急物資受入れ港等、施設の役割を記載)として機能するよう、甲の要請に基づき、甲に協力するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する以外の災害対応についても、甲又は○○○(市町村名)等から要請があった場合には、甲又は○○○(市町村名)等に協力するものとする。
- 3 乙は、前2項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、県民等の安全確保のため、自らの判断により適切な災害対応に努めるものとする。
- 4 甲は、前3項に規定する乙の協力等の対応が円滑に図られるよう、その詳細についてあらかじめ乙と協議し、手順等を別に定めるものとする。

(大規模な災害等が発生した場合の対応③)

- 第14条の2 乙は、大規模な災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、避難所等としての使用、帰宅困難者の受け入れ及びその他の災害対応について、甲又は〇〇〇(市町村名)等から要請があった場合には、甲又は〇〇〇(市町村名)等に協力するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要 があると認める場合は、県民等の安全確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努 めるものとする。
- 第14条の3 乙は、前条の規定により、損害・損失や費用負担が発生した場合には、甲に対し、 その負担について協議を求めることができる。この場合において、甲は、その求めに応じな ければならない。
- 2 甲は、前項の乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙の損害・損失や増加費用の全部又は一部を負担する。
- 3 前項に規定する合理性の認められる範囲は、次の各号に定めるいずれの条件も満たすこと が必要である。
 - (1) 当該災害の影響であることが明白であること
 - (2) 乙の判断に左右されないこと(他に選択の余地がないこと)

(非常時優先業務の実施体制の確保)

第14条の4 乙は、非常時優先業務に係る平時から取り組むべき事項(※)ついて、甲と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

(文書の管理・保存)

第15条 乙は、管理業務を行うに当たり、神奈川県行政文書管理規程(平成11年神奈川県訓令第1号)及び同運用通知に基づいて、文書管理に関する規程等(以下「文書管理規程等」という。)を定めなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する文書管理規程等を定めるに当たっては、甲と協議するものとする。 文書管理規程等を変更する場合も同様とする。
- 3 乙は、管理業務の実施に伴い作成し、又は受領した文書等について、文書管理規程等により、適正に管理・保存することとし、指定期間の終了後、又は指定の取消し後に、甲の指示に従って引き渡すものとする。ただし、法令等の規定により、指定管理者に管理・保存が義務付けられる文書等については、この限りでない。

(守秘義務に関する事項)

- 第16条 乙は、管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託した場合には、第三者が管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容をほかの第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

(個人情報の保護等)

- 第17条 乙は、管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために 個人情報保護に関する別記事項を遵守しなければならない。
- 2 前項の規定は、管理業務を行うに当たり、秘密を保持する必要がある情報について準用する。

(情報システムの管理)

第 18 条 乙は、コンピュータ、ネットワーク(コンピュータを接続してデータ送信するための情報通信網並びにこの運営に必要な設備及び機器をいう。)及び情報システム(コンピュータ及びネットワークを用いて業務処理を行うために必要な体系をいう。)を用いて、個人情報等の管理業務上重要な情報を取り扱う場合には、第三者の専門機関による当該情報システム等の安全性の確認を受ける等、情報漏えい等の事故防止を確実に行わなければならない。

(情報公開)

- 第19条 乙は、神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)第27条の規定に基づき、管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書であって、乙が管理しているものの公開に努めるものとする。
- 2 乙は、前項の公開を行うに当たっては、別に情報公開に関する規程等(以下「情報公開規程等」という。)を定め、これにより取り扱うものとする。
- 3 情報公開規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。情報公開規程等 を変更する場合も同様とする。

(環境への配慮)

- 第 20 条 乙は、管理業務を行うに当たっては、神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、次の各号に掲げる取組を行うものとする。
 - (1) 管理業務に伴い排出される温室効果ガスの削減の目標を設定し、その目標を達成するための取組を推進すること。

- (2) 知事部局(又は教育委員会)がエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)に基づく定期報告等の業務を行うために必要なエネルギーの使用状況、エネルギーを消費する設備やその改善等に関する状況を報告すること。
- 2 乙は、管理業務を行うに当たっては、県の環境マネジメントシステムに沿って、次の各号 に掲げる環境配慮項目の取組に留意するものとする。
 - (1) 環境に配慮した商品・サービスの購入等 (グリーン購入) を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
 - (2) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。
 - (3) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
 - (4) 管理施設の利用者等に対して、環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、管理業務に従事する者に対する教育及び学習の推進に努めること。

第4章 指定管理者の収入及び使用料等の徴収

(利用料金)

- 第21条 乙は、条例第○条の規定に基づき、甲の承認を得て利用料金の額を定める。
- 2 利用料金の減免を行う場合には、条例第○条に定める基準に基づいて行う。
- (※ 利用料金の額の定め方等は施設により異なるので、「利用料金は、別表に定める範囲内に おいて、指定管理者が知事の承認を得て定める。」と規定されている場合には、この規定に 応じた条文となる。)

(県への納付金の納入方法等)

- 第22条 乙が甲に納める納付金の額及び納付の方法は、年度協定書により定めるものとする。
- 2 前項の規定により定めた県への納付金の額は、第9条第3項の管理業務若しくは仕様書の 内容の変更が行われた場合又は特別な事情があると認められる場合を除き、管理業務に要し た経費、利用料金収入又はその他の収入に増減があっても、減額しないものとする。

(口座の管理及び経理の区分)

- 第23条 乙は、指定管理料及び利用料金による収入について、<u>乙の他の口座とは別の口座で管理するとともに、</u>管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理するものとする。
 - (※ 別に口座を開設することができない場合は、下線部は不要。)

第5章 管理業務の実施に伴うリスク分担

(管理施設の修繕等)

- 第24条 管理施設の改修、改造、増築又は移設(以下「施設改修等」という。)については、 甲が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 乙は、管理業務の効率的又は効果的な運営を目的として施設改修等を行おうとする場合には、甲に協議を申し出ることができる。
- 3 前項の規定により協議を行った結果、甲が必要性、妥当性等を認めた場合、乙は当該施設

改修等を自らの費用と責任において実施することができるものとする。

4 管理施設の修繕(以下「施設修繕」という。)に係る費用については、次の表の左欄に掲 げる内容に応じ、右欄に掲げる者が負担するものとする。

施 設 修 繕 の 内 容	負担する者
経年劣化によるもの(○万円未満(税込)の修繕)	乙
経年劣化によるもの(○万円以上(税込)の修繕)	甲
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定で	7,
きないもの (○万円未満 (税込) の修繕)	J
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定で	田
きないもの(○万円以上(税込)の修繕)	Η'

- (※ 管理施設の施設修繕のリスク分担に関しては、施設の種別、使用年数等により様々な考え方があり得るため、施設ごとに検討が必要となる。)
- 5 乙は、施設改修等又は施設修繕を行った場合には、その内容について第37条第1項、第2項又は第3項の規定による月例業務報告に合わせ、甲に報告するものとする。
- 6 甲は、前項の規定による報告を受け、別表1の修正が必要となった場合には、別表1を修正し、乙に通知するものとする。
- 7 乙が施設改修等又は施設修繕を行った場合には、当該箇所に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は将来にわたってその権利を主張しないものとする。
- 8 乙は、善良な管理者の注意を怠り、管理施設を損傷又は滅失したときは、それによって生じた損害・損失や増加費用を甲に賠償しなければならない。なお、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。
- 9 前項の規定により乙が甲に賠償すべき損害・損失や増加費用を、緊急な対応が求められる等の理由により甲が支出した場合には、乙は甲からの請求にしたがって直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。なお、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

(管理物品の使用、帰属に関する事項)

- 第25条 甲は、指定期間の開始に当たって、乙に対し、管理物品を普通財産及び物品の交換、 出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第78号)第8条の規 定により無償で貸し付けるものとする。
- 2 乙は、管理物品について、数量、使用場所、使用状況等を把握するとともに、次の各号に 掲げる事項を遵守することとする。ただし、甲が承認したものについてはこの限りではない。
 - (1) 指定管理業務以外の用途に使用しないこと
 - (2) 加工・改良を加えないこと
 - (3) 第三者に貸与又は譲渡しないこと
- 3 乙は、管理物品を適切に管理するため、物品管理に関する責任者を定め、任意の様式により甲に届け出なければならない。
- 4 管理物品の修繕又は更新(以下「物品修繕等」という。)に係る費用については、次の表の 左欄に掲げる内容に応じ、右欄に掲げるものが負担するものとする。

物品修繕等の内容	負担する者
経年劣化によるもの(○万円未満(税込)の費用)	乙
経年劣化によるもの(○万円以上(税込)の費用)	甲
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないも	7,
の(○万円未満(税込)の費用)	
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないも	Ħ
の(○万円以上(税込)の費用)	Ψ'

5 指定開始日以降、乙が行った物品修繕等及び管理業務に付随して新たに購入した物品の帰属については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる者の所有とする。

区	分	所有者
別表2に掲げる管理物品の修繕		甲
別表2に掲げる管理物品の更新	(甲の費用負担)	甲
別表2に掲げる管理物品の更新	(乙の費用負担)	乙
新たな物品の購入		乙

- (※ 物品修繕等のリスク分担に関しては、物品の特性、使用年数等により様々な考え方があり得るため、施設ごとに検討が必要となる。)
- 6 乙が、管理物品又はその他の物品を更新し、又は新規購入し、若しくはリース等により調 達する必要がある場合は、あらかじめ甲と協議を行う。
- 7 乙は、管理物品を毀損した場合、管理物品を滅失した場合、物品修繕等を行った場合及び 管理業務に付随して新たに物品を購入した場合には、その内容について第37条第1項、第2 項又は第3項の規定による月例業務報告に合わせ、甲に報告しなければならない。ただし、 神奈川県財務規則第159条に定める備品又は借用物品に該当しない管理物品については、第 45条による実績報告提出時に合わせ、報告するものとする。
- 8 甲は、前項の規定による報告を受け、別表2の修正が必要となった場合には、別表2を修正し、乙に通知するものとする。ただし、神奈川県財務規則第 159 条に定める備品又は借用物品に該当しない管理物品については、第 40 条による実績報告提出時に合わせ、別表2を修正することとする。
- 9 乙は、管理物品が神奈川県財務規則第 159 条に定める備品又は借用物品に該当する場合は、 備品の現物照合等実施要領(平成 23 年 12 月 16 日会指第 68 号)に基づき確認を行い、その 結果を甲に報告しなければならない。
- 10 乙は、指定開始日以降、更新した管理物品のうち、甲が管理施設の継続的な運営に必要と 認めたものについては、指定期間の終了後、又は指定の取消し後に、速やかに、甲へ無償で 譲渡するものとする。
- 11 乙は、善良な管理者の注意を怠り、管理物品を毀損又は滅失したときは、それによって生じた損害・損失や増加費用を甲に賠償又は自らの費用で当該物品と同等の機能及び価値を有する物品を購入若しくは調達しなければならない。指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。
- 12 前項の損害・損失や増加費用を、緊急な対応が求められる等の理由により甲が支出した場合には、乙は甲からの請求にしたがって直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。 指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

(物価及び金利変動によって発生した費用等の負担)

第26条 人件費、物品費等の物価変動や金利変動に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生 した場合には、特段の理由がない限り、乙が負担するものとする。

(県への納付金の納付遅延によって発生した費用等の負担)

- 第27条 乙からの納付金の納付遅延に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、甲はその内容や程度の詳細を記載した書面をもって乙に通知するものとする。
- 2 乙は、前項の通知を受けた場合には、甲と協議を行い、納付遅延の原因が甲の責めに帰す ことのできないものと判断されたときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関 する法律(昭和24年法律第256号)及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める 告示(昭和24年大蔵省告示991号)に定められた遅延利息の率で計算した額を負担する。

(保険)

第28条 管理業務の実施に当たり、甲は、次の保険を付保する。

<例示>

- (1) 火災保険
- 2 管理業務の実施に当たり、乙は、次の保険を付保する。

<例示>

- (1) 施設賠償責任保険
- 3 乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、第14条の3第2項、第30条第2項(第32条で準用する場合を含む。)又は第35条第1項の規定により甲が負担すべき額から控除するものとする。

(不可抗力が生じた場合の対応)

- 第29条 乙は、不可抗力が生じた場合には、その影響が管理業務へ及ばないよう、又は最小となるよう早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失や増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 甲は、不可抗力による管理業務への影響を、自ら又は乙に依頼して調査する。
- 3 甲は、前項の調査の結果、乙による管理を継続することが適当でないと認める場合には、 指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ る。
- 4 甲は、前項の取消し又は停止を命ずるに当たっては、必要に応じて乙と協議する。
- 5 甲は、第3項の取消し又は停止を命じた場合には、指定管理料の全部若しくは一部を乙に 支払わず、又は既に支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することがで きる。
- 第30条 乙は、不可抗力による管理業務への影響により、損害・損失や増加費用が発生した場合には、甲に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合において、甲は、その求めに応じなければならない。
- 2 甲は、前項の乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙の損害・損失や増加費用の全部又は一部を負担する。

(制度等の変更が生じた場合の対応)

- 第31条 甲は、管理業務へ影響を及ぼす制度等の変更があった場合には、その影響を自ら又は 乙に依頼して調査する。
- 2 甲は、前項の調査の結果、乙による管理を継続することが適当でないと認める場合には、 指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ る。
- 3 甲は、前項の取消し又は停止を命ずるに当たっては、必要に応じて乙と協議する。
- 4 甲は、第2項の取消し又は停止を命じた場合には、指定管理料の全部若しくは一部を乙に 支払わず、又は既に支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することがで きる。
- 第32条 第30条の規定は、管理業務へ影響を及ぼす制度等の変更があった場合について準用する。
- 第32条の2 甲は、制度等の変更による管理業務への影響により、乙に費用の減少等による余剰・利益が発生したと認められる場合には、乙に対し、その返還について協議を求めることができる。この場合において、乙は、その求めに応じなければならない。
- 2 甲は、前項の乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙に発生した余剰・ 利益の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(不可抗力等が生じた場合の本協定に定める義務の免除)

第33条 乙は、第29条第3項又は第31条第2項の取消し又は停止を命じられた場合には、その影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による損害等)

- 第34条 管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害・損失や増加費用 が発生した場合には、乙は当該費用を賠償しなければならない。
- 2 緊急な対応が求められる等の理由により、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害・損失や増加費用を甲が支出した場合には、乙は、甲からの請求にしたがって直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。

(第三者への賠償)

- 第35条 管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害・損失や増加 費用が発生した場合には乙が、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害・損失や増加費 用が生じた場合には甲が、当該費用を賠償しなければならない。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により第三者に発生した損害・損失や増加費用について、甲が第 三者に対して賠償した場合には、乙は、甲からの請求にしたがって直ちに当該賠償額を甲に 対して支払うものとする。

第6章 実績報告書等の提出及びモニタリング

(管理業務の業務日報の作成)

第36条 乙は、次の各号に掲げる項目を記載した業務日報を作成し、実施状況を把握しなければならない。

<各号の例>

- (1) 管理業務の業務別実施状況
- (2) 管理施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入状況
- (4) 手数料、使用料の収入状況
- (5) 管理業務に従事する人員の配置状況
- (6) 管理施設の利用者からの苦情・意見等及びそれに対する対応状況

(管理業務の月例業務報告書の作成及び提出)

- 第37条 乙は、前条に規定する業務日報に基づき、月ごとの月例業務報告書を作成し、翌月〇日までに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、○日以内に、指定の取消しを命じられた日までの間の、その月の月例業務報告書を提出しなければならない。
- 3 乙は、管理業務の停止を命じられた場合には、月例業務報告書の提出について、甲の指示 に従うものとする。

(定期モニタリング)

- 第38条 甲は、前条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき提出された月例業務報告書によりこの管理業務の実施状況の確認(以下「月例モニタリング」という。)を行う。
- 2 甲は、月例モニタリングを実施するに当たり、定期的に管理施設に立ち入り、管理業務の 実施状況について確認を行うとともに、必要な説明又は関係書類の提出を求めることができ る。
- (※ 施設の状況に応じて「定期的に」の部分を具体的な実施頻度(「四半期ごとに」「半年ごとに」など)に置き換える。)

(管理業務の実施状況の確認)

- 第39条 甲は、前条の規定により、乙の管理業務の実施状況について、基本協定書、年度協定書、募集要項等及び提案書に沿って実施されているかを確認する。
- 2 管理業務の実施状況のモニタリングを行うに当たり、甲が求めた場合には、乙は年度途中 における収支状況を報告しなければならない。
- (※ 次項は、施設所管課の判断により規定する。)
- (3 甲は、前項の確認終了後○日以内に、その結果を乙に通知するものとする。)

(実績報告書等の提出)

- 第40条 乙は、年度ごとに管理業務の実績を記載した実績報告書(業務委託実績報告書含む。)、 財務書類、労働環境セルフチェック表及びその他甲が必要と認める書類(以下「実績報告書等」という。)を、管理業務の会計年度の終了後〇日以内に、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、○日以内に、指定の取消しを命じられた日までの間の、その年度の実績報告書等を提出しなければならない。

- 3 乙は、管理業務の停止を命じられた場合には、実績報告書等の提出について、甲の指示に 従うものとする。
- 4 甲及び乙は、実績報告書等を自らのホームページ等に公表するなど、県民への周知に努めるものとする。

(実績報告書等によるモニタリング)

- 第41条 甲は、前条第1項、第2項又は第3項に基づき提出された実績報告書等により、乙の 管理業務の実施状況及び財務状況の確認(以下「年度モニタリング」という。)を行う。
- 2 甲は、年度モニタリングを行うに当たっては、管理施設に立ち入り、管理業務の実施状況 及び財務状況について必要な説明又は関係書類の提出を求めることができる。
- 3 甲は、前項の財務状況に関する説明に合理性が認められないと判断した場合には、乙の財 務運営について指導・助言を行うことができる。ただし、甲は当該指導・助言を理由として、 乙の財務運営について何ら責任を負担するものではない。
- 4 乙は、前項に基づく指導・助言を受けた場合には、誠実に対応するものとする。

(利用者満足度調査の実施)

- 第42条 乙は、管理施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、管理業務のサービス 水準の向上を図るため、次に示す方法による管理施設の利用者の満足度の調査(以下「利用 者満足度調査」という。)を行うものとする。
 - (1) 簡易アンケート

管理施設の窓口に常時用紙を備えて利用者に記入を求めるなど、簡便な方法で随時に実施するアンケート

(2) 詳細アンケート

アンケート用紙を利用者に一斉に送付し、回収・分析するなど、詳細な内容で定期的に 実施するアンケート

2 乙は、利用者満足度調査の実施方法等について、年度協定書の締結の際に甲と協議の上決 定する。

なお、前項第2号による詳細アンケートの実施方法等については、年度協定書で規定する ものとする。

- 3 乙は、利用者満足度調査により把握した管理施設の利用者の苦情・意見等を真摯に受け止め、業務改善等に活かすよう努めるものとする。
- 4 乙は、第1項第1号による簡易アンケートの結果及び対応状況について、第37条第1項、 第2項又は第3項に規定する月例業務報告書により甲に報告するものとする。
- 5 乙は、第1項第2号による詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書を、 調査終了後〇日以内に、甲に提出するものとする。

(利用者満足度調査によるモニタリング)

第43条 甲は、前条第4項又は第5項による利用者満足度調査の報告を受け、乙の管理業務の 実施状況の確認(以下「利用者満足度調査モニタリング」という。)を行う。

(施設に寄せられた苦情・意見等の取扱い)

- 第44条 乙は、管理施設の利用者からの苦情・意見等及びそれに対する対応状況について、第41条に規定する業務日報に記録する。
- 2 乙は、管理施設の利用者からの苦情・意見等について、真摯に受け止め、業務改善等に活 かすよう努めるものとする。
- 3 乙は、管理施設の利用者からの苦情・意見等のうち主なものについて、その内容及び対応 等について、第37条第1項、第2項又は第3項に規定する月例業務報告書により甲へ報告す る。

(苦情・意見等によるモニタリング)

- 第45条 甲は、管理施設の利用者から直接苦情・意見等を受け付けた場合及び前条第3項による報告を受けた場合には、当該苦情・意見等への対応についての確認(以下「苦情・意見等によるモニタリング」という。)を行い、乙に対して必要な指導を行い又は協議を申し出ることができる。
- 2 乙は、前項の指導を受けた場合又は協議の申出を受けた場合には、誠実に対応するものと する。

(随時モニタリング)

第46条 甲は、第14条第1項の規定により報告を受けた事故、災害等の内容の確認、第38条第2項又は第41条第2項による立入調査、第49条第3項の規定による調査、若しくはその他乙による管理業務の実施状況の確認を目的として、必要に応じて随時管理施設に立ち入り、管理業務の実施状況について必要な説明及び関係書類の提出を求め、又は設備・帳簿書類等の検査をすること(以下「随時モニタリング」という。)ができる。

(モニタリングに基づく事業計画等の改善)

- 第46条の2 甲は、第38条による定期モニタリング、第41条第1項による年度モニタリング、 第43条による利用者満足度調査モニタリング、第45条による苦情・意見等によるモニタリ ング又は第46条による随時モニタリング(以下「各モニタリング」という。)の結果をもと に、管理業務のサービス水準向上を目的として、事業計画等又は仕様書の改善について、乙 に協議を申し出ることができる。
- 2 乙は、前項の協議に誠実に対応するものとする。

(各モニタリングに係る報告書等の作成費用)

第46条の3 各モニタリングに係る報告書等の作成費用は原則として乙の負担とする。

(改善勧告)

- 第47条 甲は、各モニタリングの結果、管理業務が適切に実施されていないことを確認した場合、管理業務の改善を要する事故・不祥事等が発生した場合又は乙の経営状況の悪化等により管理業務の継続が困難と見込まれる場合等には、期日を定めて、乙に対する管理業務の適正な履行や改善等の必要な措置を講じる旨の勧告(以下「改善勧告」という。)を行うものとする。
- 2 乙は、前項の改善勧告を受けた場合は、甲と協議の上、改善方法及び日程等を定めた改善

計画書を作成し、速やかにその達成に努め、その結果を甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項による報告を受けた後に、乙に対し第46条による随時モニタリングを実施する ものとする。

(改善の指示)

- 第48条 甲は、前条第3項の随時モニタリングの結果、乙の管理業務の改善等が行われなかったと判断した場合には、乙に期日を記した通知により改善を指示するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する期日に、乙に対し第46条による随時モニタリングを実施するものとする。

(指定の取消し等)

- 第49条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 前条第2項の随時モニタリングの結果、乙の管理業務の改善等が行われなかったと甲が 判断した場合
 - (2) 乙(*又は乙の構成団体)*が次のいずれかに該当又は該当することが判明し、指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認められる場合
 - ア 神奈川県内に事務所を有しなくなった場合 (各施設の設置条例に合わせること)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限された場合
 - ウ 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止 を受けた場合
 - エ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがあった場合
 - オ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がある場合
 - カ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団
 - キ 同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
 - (※ その他募集要項に示した申請資格があれば列記すること。)
 - (3) その他、乙の管理業務の実施状況等が条例〇条に規定する指定の取消し事由に該当する と認められる場合
- 2 乙は、条例第○条で定める基準を満たさなくなった場合又はそのおそれが生じた場合には、 甲に速やかに報告しなければならない。この場合に、乙は、指定を取り消すこと又は期間を 定めて管理業務の全部若しくは一部を停止することを、甲に対して申し出ることができる。
- 3 甲は、前項の報告又は申出があった場合には、その状況を調査する。
- 4 甲は、前項の調査の結果、乙による管理を継続することが適当でないと認める場合には、 指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ る。
- 5 甲は、第1項又は前項の取消し又は停止を命じた場合には、乙に損害・損失や増加費用が 生じても、その賠償の責めは負わないものとする。
- 6 甲は、第1項又は第4項の取消し又は停止を命じた場合には、指定管理料の全部又は一部 を乙に支払わず、又は既に支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に請求するこ とができる。
- 7 甲は、第1項又は第4項の取消し又は停止を命じたことにより、管理業務の全部又は一部

が履行されず、甲に損害・損失や増加費用が生じた場合には、その額を乙に請求することができる。

(管理業務の改善等が行われない場合等の本協定に定める義務の免除)

第49条の2 乙は、前条第1項又は第4項の取消し又は停止を命じられた場合には、その影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(帳簿類等の提出要求)

第50条 甲は、県の監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙 に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができる。 なお、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

第7章 その他

(業務の引継ぎ等)

- 第51条 乙は、甲と協議の上、指定期間終了日までに、甲又は後任の指定管理者に、管理業務 の引継ぎを完了しなければならない。
- 2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、甲が指示する期日までに、甲又は後任の指定管理者に、管理業務の引継ぎを完了しなければならない。
- 3 乙は、甲の指示に基づき、後任の指定管理者が実施する管理施設の開業準備に協力するものとする。
- 4 第1項及び前項の規定は、乙と後任の指定管理者が同一の場合には適用しないものとする。

(原状回復義務)

- 第52条 乙は、指定期間終了日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲 に対して管理物件を返還しなければならない。
- 2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、甲が指示する期日までに、指定開始日を基準 として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を返還しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、 別途甲が定める状態で甲又は後任の指定管理者に管理物件を引き渡すことができるものとす る。

(利用料金の引継ぎ)

- 第53条 利用料金は、当該利用料金に係る利用の日に施設を管理している指定管理者の収入とする。
- 2 指定期間の終了後、又は指定の取消し後、乙は、前納された利用料金で前項の規定により 乙の収入とならないものについて、その相当額を、甲又は後任の指定管理者に支払うものと する。
 - (※ 各施設の取決めの内容を記載する。なお、該当しない施設については、規定は不要。)

(年度協定書)

第54条 本協定により年度協定書において定めるとしている事項のほか、年度ごとに協議する

必要がある事項については、年度協定書に定めるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第55条 乙は、本協定により生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(県民への周知)

第56条 乙は、乙の名称と連絡先、甲の所管課名と連絡先を施設内に表示し、又はパンフレット等に明記しなければならない。

(ネーミングライツパートナー制度)

- 第57条 乙は、管理施設にネーミングライツパートナー制度が導入された場合は、甲と協議の 上、管理業務の変更等に対応するものとする。なお、当該業務の費用負担等については、合 理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。
 - (※ 導入しないことを決定している施設等においては、規定は不要。)

(連絡調整会議の開催)

- 第58条 甲及び乙は、管理業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整 会議を設置することができる。
 - (※ 会議の名称等は施設の状況に応じて適宜修正する。)

(自主事業)

- 第59条 乙は、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの費用と責任において自主事業 を実施することができるものとする。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲に申し出た上で、甲の承認等を受けるものとする。

(複数の団体等により管理を行う場合)

- 第60条 管理業務を複数の団体(以下「グループ」という。)で行う場合は、各構成団体(以下「構成員」という。)は、管理業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
- 2 甲は、本協定に基づくすべての行為をグループを代表する団体(以下「グループ代表」という。)に対して行うものとし、甲がグループ代表に対して行ったすべての行為は、グループのすべての構成員に対して行ったものとみなす。
- 3 各構成員は、甲及び他の構成員の承認がなければ、指定期間終了日まではグループを脱退 することはできないものとする。
- 4 指定期間終了日前において、前項に基づき一部の構成員が脱退した場合又は一部の構成員がグループを構成することができなくなった場合で、甲が認める場合には、甲が別に指定する期間の管理業務は、残存構成員により又は別の団体を構成員に加え、連帯して履行するものとする。

(請求、通知等の様式その他)

- 第61条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告又は承認は、この協定に特別の定め がある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)の定 めるところによる。

(協定の変更)

第62条 管理業務に関し、管理業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(公の施設の廃止)

- 第63条 甲は、本協定にかかわらず、管理施設について、公の施設として廃止することができる。
- 2 前項の公の施設の廃止により、乙に損害・損失や増加費用が生じた場合には、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙との協議により決定するものとする。

(解釈)

第64条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知説明又は報告を求めたことをもって、甲 が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈し てはならない。

(疑義についての協議)

第65条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない 事項については、甲と乙との協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第66条 本協定について訴訟が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

Z

令和〇年〇月〇日

指定管理者がグループの場合、 全ての構成員が記名押印する こと。 甲 横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○ ○○○市○○ ○丁目○番○号

〇〇法人 〇 〇 〇 〇

(代表者 職・氏名)

令和〇〇年度における〇〇施設の管理に関する年度協定書

神奈川県(以下、「甲」という。)と○○法人○○○(以下、「乙」という。)とは、令和○ 年○月○日に締結した「○○施設の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。) に基づき、令和○○年度の○○施設の管理業務の実施に当たり、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 本協定は、基本協定書第10条第1項に基づき、事業計画、人員配置計画及び収支計画を定めるとともに、基本協定書第26条第1項及び第5項に基づき令和〇〇年度の管理業務の実施に関する対価として支払われる指定管理料の額並びに支出の方法及び履行確認の方法を定めるほか、基本協定書第47条第1項2号に基づく詳細アンケートの実施方法等、基本協定書第59条に基づくその他の必要事項を定めることを目的とするものである。

(協定の期間)

第2条 本協定の期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

(事業計画)

- 第3条 乙は、令和○○年度の管理業務を、別紙に定める次の計画に沿って行わなければならない。
 - (1) 事業計画

(当該年度における管理業務の実施に関する事項を記載)

(2) 人員配置計画 (管理業務の実施における職員の配置に関する事項を記載) (責任者の配置、どの業務にどの程度職員を配置するかなど)

※ 別紙で詳細を定める

(3) 収支計画

(当該年度における収支に関する事項を記載)

2 乙は、事業計画、人員配置計画若しくは収支計画の内容又は経費の配分を変更しようとする場合には、甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更で予算費目相互間のいずれか低い額の〇%以内の変更についてはこの限りではない。

(納付金)

第4条 乙が甲に納付する納付金の額は、年額●円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ○○○, ○○○円)とする。

(納付金の納入方法)

- 第5条 乙は、前条に定められた納付金を、●月及び●月に●/●ずつを甲が発行する納付書 をもって納付することとする。
- 4 甲は、基本協定書第●条第●項により提出された実績報告書等をもって、管理業務の履行 確認を行い、その結果を乙に通知する。
- 5 前項の履行確認の結果、乙の責めに帰すべき事由により管理業務の一部が履行されていないことが確認された場合又は管理業務の一部が履行されなかったことにより、甲に損害・損失や増加費用が生じた場合には、乙は、当該費用を賠償しなければならない。

(利用者アンケートの実施方法)

第6条 乙は、基本協定書第47条第1項2号に規定する詳細アンケートを次により行うものとする。

(実施時期、実施方法等を記載)

(協定の変更)

第7条 管理業務に関し、管理業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙との協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(協定の効力の遡及)

第8条 この協定書への甲と乙の記名押印日が第2条に定める協定期間の開始日より後の日である場合にあっても、本協定の効力は協定期間の開始日から生じるものとする。

4月1日に指定管理者と協定の内容について合意しているが、単純な事務手続きの遅れ等により4月1日に締結できなかった場合は、第8条を加え、実際に記名押印した日をもって、協定書の作成日とすること。

(疑義についての協議)

第9条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定及び基本協定書に特別 の定めのない事項については、甲と乙との協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和○○年○月○日

- 甲 横浜市中区日本大通1 神奈川県知事 ○ ○
- 乙 ○○市○○ ○丁目○番○号○○法人 ○ ○(代表者 職・氏名)

SDGsの概要について

■SDGs とは

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2001年に 策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで 採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された 2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、 地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、本県、国も積極的に取り組んでいます。

日本の企業、NPO等の団体もSDGsの目標の達成を掲げて、様々な取組を実践しています。



■地下駐車場との関わり

地下駐車場は、交通事故及び交通渋滞の原因となる違法駐車車両を削減し、県民の安全な生活環境の向上を図ることを目的に設置された施設であり、SDGsの目標11 (都市)、目標13(気候変動)と関わっています。

神奈川県指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する契約の適正かつ円滑な施行を確保するため、有資格業者(競争入札の参加者の資格に関する規則(昭和40年規則第106号)第7条に基づき入札参加資格者名簿に登載された者をいう。以下同じ。)の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

- 第2条 知事は、有資格業者又はその役員若しくは使用人が別表第1、別表第2又は別表第3の 各号に掲げる措置要件に該当するときは、別表各号に定める期間、当該有資格業者について指 名停止を行うものとする。なお、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由とする指名停止は、 神奈川県警察本部長からの回答又は通知があった場合とする。
- 2 前項の規定に関わらず、別表第1及び第2については、既に当該事案について責を負わない ことが明らかなとき(逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴、無罪確定等)は指名停止を 行わない。
- 3 指名停止期間中の有資格業者について、別件により新たに指名停止を行う場合の始期は、新 たに指名停止を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。
- 4 同一事案において複数の措置要件に該当する場合は、期間の最も長いものをもって指名停止 の期間とする。
- 5 同一事案において既に指名停止を受けた(指名停止期間中を含む。)有資格業者が、新たに他の措置要件に該当することとなった場合は、最も長い指名停止期間に比して不足する分について指名停止を行う。

(指名停止の期間の特例等)

- 第3条 有資格業者が指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に別表第 1各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別に定める 神奈川県指名停止等措置要領の運用基準によることとし、別表第2各号に掲げる措置要件に該 当することとなった場合における指名停止の期間は、別表第2各号に定める期間の2倍とする。 ただし、原因となる事実又は行為が当初の指名停止を通知した後のものに限ることとし、2倍 となる期間は2年を超えることができない。
- 2 独占禁止法の課徴金減免制度の適用が公表された者が、その旨を知事に申し出た場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。
- 3 知事は、有資格業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を短縮する ことができる。
- 4 知事は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、別表の期間を延長することができる。ただし、その期間は2年を超えることができない。
- 5 知事は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質

な事由が明らかになったときは期間を変更することができる。ただし、その期間は当初の指名 停止開始から2年を超えることができない。

- 6 知事は、指名停止期間中の有資格業者が次の各号の1つに該当することとなった場合は指名 停止を解除するものとする。
 - (1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたとき (逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等)。
 - (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続きの申立てをしたことにより指名停止となった有資格業者が、裁判所の再生手続き又は更生手続きの開始決定を受けた後、指名停止解除の申し出があったとき。ただし、「工事」に登録している場合は、競争入札参加資格の再認定も受けることを要する。
 - (3) 別表3の1号及び4号により指名停止を行った場合は、第1号においては12か月、第4号においては3か月を経過した時点における、神奈川県警察本部への照会結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第4条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人又は再委託先事業者があるときは、当該下請負人及び再委託先事業者についても指名停止を行うものとする。
- 2 共同企業体に係る指名停止は、代表者及びその他構成員(代表者以外の構成員をいう。以下 同じ。)に対して行うものとし、その他構成員の指名停止期間は代表者の2分の1とする。ただ し、次に掲げるその他構成員については、指名停止を行わない。
 - (1) 共同企業体構成員の責任体制が明らかに区別できる分担施工型の工事であって、明らかに 当該指名停止について責を負わないと認められるその他構成員
 - (2) 県発注以外の工事を行う特定建設工事共同企業体において、当該共同企業体に対する出資 比率が 10%未満のその他構成員

(指名停止に伴う契約等の制限)

- 第5条 入札執行権者は、当該指名停止に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。 指名競争入札において現に指名しているときは指名を取り消すものとする。ただし、当該有資 格業者から当該工事に係る入札辞退の申し出があった場合はこの限りではない。
- 2 契約締結権者は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の 相手方としてはならない。
- 3 契約締結権者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただ し、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- 4 契約締結権者は、指名停止期間中の有資格業者に対する工事の下請及び業務委託の再委託を 認めてはならない。ただし、指名停止措置要件が「経営不振」である場合には、民事再生法に 基づく民事再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく会社更生手続開始の決定を裁判所から 受けた後であれば、認めることができる。
- 5 前4項の規定は、指名停止に係る有資格業者を含む共同企業体についても同様とする。ただ

- し、特定建設工事共同企業体の場合はその他構成員について入れ替えを認めることができる。
- 6 第1項及び第2項については入札公告等により入札前に周知しなければならない。 (指名停止の通知等)
- 第6条 知事は、次の各号の措置を行ったときは、次の各号の様式により当該有資格業者に対し 遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由がある場合は 通知しない。
 - (1) 第1号様式 第2条又は第4条の規定による指名停止
 - (2) 第2号様式 第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更
 - (3) 第3号様式 第3条第6項の規定による指名停止の解除
- 2 知事は、指名停止等を行ったときは、「かながわ電子入札共同システム」に登録する。 (報告)
- 第7条 入札執行権者又は契約締結権者は、発注工事等において指名停止に該当すると思われる 事項が発生したときは、事前に相談の上、県土整備局長(工事・コンサルに係るもの)又は会 計局長(物品又は一般委託に係るもの)あて第4号様式により報告するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 「神奈川県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領 (昭和63年4月1日施行)」及び「物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要領 (昭和63年8月1日施行)」は廃止する。ただし、原因となる事実又は行為が平成18年3月31日以前に発生したものについては、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 別表第1第8号及び別表第2第6号の規定は、施行日以降に県職員によって行われた不適正 経理処理から適用する。

附則

この要領は、平成22年5月6日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 別表第3の規定は、施行日以降に有資格業者によって行われた行為等について適用するものとする。

附則

この要領は、平成23年7月14日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月25日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和2年12月10日から施行する。
- 2 原因となる事実又は行為が施行日前に発生したものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 原因となる事実又は行為が施行日前に発生したものについては、なお従前の例による。

別表第1(工事又はコンサルに係るもの)

措置要件		区分	期間
(贈賄)	神奈川県発注契約		24か月
1 刑法第198条違反の容疑により	県内発注者契約		12か月
逮捕又は起訴されたとき	県外発注者勢	P.約	6 か月
(談合等)	神奈川県発泡	神奈川県発注契約	
2 刑法第 96 条の6違反の容疑に	県内発注者勢	翠約	12か月
より逮捕又は起訴されたとき	県外発注者契約		6 か月
	神奈川県発	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	24か月
	注契約		12か月
 (不当な取引制限等)		公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕	
3 独占禁止法第3条又は第8条第	県内発注者	されたとき	12か月
1項第1号に違反したとき	契約	排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6 か月
	III / I - 1/2 > - 1/2	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕	0.7 [
	県外発注者	されたとき	6 か月
	契約	排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6 か月
	₩ 本 ⅢⅡ ※	死亡者を生じたとき(※1)	24か月
(工事中の公衆損害事故) 4 不適切な安全管理により公衆に 死亡者等の事故を生じたとき	神奈川県発注契約	負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき (※1)	12か月
	県内発注者 契約	死亡者を生じたとき	12か月
(* 2)	県外発注者 契約	死亡者を生じたとき	6 か月
(T = 4 0 T = 111 (T + ± 11)	神奈川県発	死亡者を生じたとき	12か月
(工事中の工事関係者事故)	注契約	負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6 か月
5 不適切な安全管理により工事関係者に死亡者等の事故を生じたとき	県内発注者 契約	死亡者を生じたとき	6 か月
	県外発注者 契約	死亡者を生じたとき	3 か月
	抽去Ⅲ 目ॐ	死亡者を生じたとき	24か月
(粗雑工事)	神奈川県発 注契約	負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	12か月
6 工事完了後に過失による粗雑工		上記以外の粗雑工事 (評定点 55 点未満を含む)	12か月
事が判明したとき	県内発注者 契約	死亡者を生じたとき	12か月

	県外発注者 契約	死亡者を生じたとき	6 か月
	県に損害を与	ラ えたとき	2 4 か月
	入札情報を不	下正に得ようとしたとき	2 4 か月
	入札関係書類	質に重大な虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽	0.4.2. 🗆
(県発注契約に関する不正又は違反)	入力を含む)		24か月
7 県発注の契約に関して不正な行	契約の履行、	検査又は調査を妨害したとき	12か月
為をしたとき又は契約違反をした	落札者の責に	こ帰すべき事由により契約ができないとき	12か月
とき	入札関係書類	質に虚偽記載をしたとき (電子入札での虚偽入力を	C 3. II
	含む)		6 か月
	その他契約に	こ違反したとき(現場管理又は品質に関して二度以上	6 か月
	の指摘にもな	かかわらず改善されなかったときを含む)	0 //1月
(県不適正経理への関与)	県職員による	る不適正な経理処理に関与し、県に損害を与えたとき	12か月
8 県職員による不適正な経理処理	旧聯口)~~	/ デゲアム /V7 rm ln rm)~ HH ト) よ) よ	6 3 · II
に関与したとき	県 頼貝による	る不適正な経理処理に関与したとき 	3か月
(建設業法違反)	神奈川県発達	主契約	12か月
9 建設業法違反により監督処分が	県内発注者勢	契約	6 か月
出されたとき	県外発注者勢	契約	3 か月
(法令違反)	県に対する行	丁為	2 4 か月
10 法令違反の容疑により逮捕又	県内行為		12か月
は起訴されたとき	県外行為		6 か月
(代表者の起訴等)			
11 代表者が私的な理由で禁固以上の	の刑に当たる	犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑	6 か月
若しくは刑法(明治 40 年法律第 45	号)の規定によ	こる罰金刑を宣告されたとき(※3)	
			経営状態
(経営不振)			が安定し
(経宮不振) 12 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき		たと認め	
14 数11以7174、人尹世王于就中。	立、云江天生	丁ルルTユ、 尹木ドエサッ社 色小波 仏感 に陥りたこと	られる日
			まで

- ※1「死亡者」とは、事故発生から24時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは入院加療を要する者をいう。
- ※2「不適切な安全管理」とは、現場代理人等が労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき及び県工事にあっては設計図書等による具体的な事故防止措置を怠ったときをいう。
- ※3「代表者」とは、肩書きに「代表」を付した者をいう。

別表第2(物品又は一般委託に係るもの)

措置要件		区 分	期間	罰
(贈賄)	神奈川県発注契約		24か.	月
1 刑法第 198 条違反の容疑によ	県内発注者契約		1 2 か.	—
り逮捕又は起訴されたとき	県外発注者勢	契約	6か.	月
(談合等)	神奈川県発泡	主契約	24か.	月
2 刑法第96条の6違反の容疑に	県内発注者勢	契約	1 2 か.	月
より逮捕又は起訴されたとき	県外発注者勢		6か.	月
	神奈川県発	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕 されたとき	18か,	月
	注契約	排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か,	 月
(不当な取引制限等) 3 独占禁止法第3条又は第8条	県内発注者	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕 されたとき	6カシ	— 月
第1項第1号に違反したとき	契約	排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	4カシ	月
	県外発注者 契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕 されたとき	4か.	月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	3 か.	月
(景品表示法違反) 4 不当景品類及び不当表示防止	県内行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	4か.	月
法に違反したとき	県外行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	3か,	月
	県に重大な批	員害を与えたとき	6 か.	月
)製造を粗雑にし、又は仕様書等に定められた品質若 に関して不正の行為をしたとき	6か,	月
	入札情報を不	下正に得ようとしたとき	6 か.	月
(県発注契約に関する不正又は違反)	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽入力を含む)		6 か,	月
5 県発注の契約に関して不正な 行為をしたとき又は契約違反を	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき		6 か.	月
したとき	入札関係書類に虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽入力を含む)		3 か,	月
	落札決定後に があったとき	こ契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損ねる行為 ・	3 か,	月
	その他契約条件に違反したとき		3か.	月

(県不適正経理への関与)	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与し、重 大な影響を与えたとき	1 2 か月
6 県職員による不適正な経理処理に関与したとき	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与したとき	3 か月
(法令違反) 7 法令違反の容疑により逮捕又 は起訴され、又は行政処分を受け たとき	業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき	3 か月
(代表者の起訴等) 8 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑 若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき		
(経営不振) 9 銀行取引停止、民事再生手続申		経営状態 が安定し たと認め られる日 まで

別表第3(工事、コンサル、物品又は一般委託に係るもの)

措置要件	期間
― 条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格業者である法人等が	12か月を経過し、 かつ改善されたと 認められる日まで
2 有資格業者が、条例第23条第1項に違反したと認められるとき。	6 カ [、] 月
3 有資格業者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。	6 か月
4 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。	3か月を経過し、か つ改善されたと認 められる日まで
5 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、県又は警察に通報しなかったと認められたとき。	3 か月

平成14年10月31日 改正 平成16年 9月15日 改正 平成18年 9月15日 改正 平成19年11月29日 改正 平成20年 2月 1日 改正 平成30年 3月 1日 改正 令和 2年 4月 1日

懲戒処分の指針

〇 基本事項

この指針は、過去における本県(知事部局)職員の不祥事等を参考に、それぞれにおける標準的な処分量定(以下「標準例」という。)を示したものである。

具体的な量定の決定にあたっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、 判断するものであるが、事案の内容によっては、標準例に掲げていない場合でも免職等 の処分もあり得るところであり、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒 処分の対象となり得るものである。

なお、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行った場合は、量定が加重されることとなる。

また、部下職員が懲戒処分を受けた場合にあっては、その指導監督に適正を欠いていたり、部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認していた管理監督者は、責任を問われることとなる。

〇 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

正当な理由なく欠勤(遅刻・早退を含む)した職員は、その日数(時間数)、態様などにより戒告以上の処分を決定

(2) 営利企業等の従事

許可なく営利企業等に従事した職員は、減給又は戒告

(3) 職場内秩序びん乱

上司又は同僚に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給

(4) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた職員は、免

職、停職又は減給

(5) 個人情報の流出等

職務上収集した重要な個人情報を、相応の注意義務を怠って流出又は紛失した職員は、減給又は戒告

(6) 収賄

賄賂を収受した職員は、免職

- (7) セクシュアルハラスメント
 - ① 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職
 - ② 相手の意に反する、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した職員は、停職又は減給この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職
 - ③ 相手の意に反する、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告
- (8) パワーハラスメント
 - ① パワーハラスメント(神奈川県の職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針第2項第1号に規定するパワーハラスメントをいう。以下同じ。)を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
 - ② パワーハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワーハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。
 - ③ パワーハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。
- (9) コンピュータの不適正利用
 - ① インターネットを利用した商取引、業務に関連のないインターネット情報の閲覧 等、職場のコンピュータを職務以外の目的で使用した職員は、停職、減給又は戒告
 - ② コンピュータシステム又は情報資産を故意に損壊、改ざん又は情報を漏えいした 職員は、免職、停職又は減給
- (10) 公文書又は私文書の偽造・変造

行使の目的で、職務に関する公文書若しくは権利、義務若しくは事実証明に関する 私文書を偽造又は変造した職員は、免職、停職、減給又は戒告

(11) 不適正な業務執行

虚偽説明や隠蔽等の故意又は重大な過失により事務処理を怠った職員は、停職、減 給又は戒告

- 2 公金取扱い
- (1) 横領

公金を横領した職員は、免職

(2) 給与等の不適正受給

故意に虚偽の届出をするなどして給料、諸手当等を不正に受給した職員は、停職又 は減給

(3) 公金処理不適正

公金の流用など公金の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告

3 利用者等に対する傷害

暴行により施設利用者等の身体を傷害した職員は、免職又は停職

4 公務外非行

(1) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給

(2) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員は、減給又は戒告

- (3) 横領
 - ① 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職
 - ② 遺失物等占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告
- (4) 窃盗

他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職

(5) 詐欺·恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は 停職

(6) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職

(7) 淫行

18歳未満の者に対して淫行をした職員は、免職又は停職

(8) わいせつ行為

強制わいせつ、児童ポルノの所持・製造等、痴漢、盗撮、のぞき等のわいせつな行 為をした職員は、免職、停職又は減給

- (9) 飲酒運転
 - ① 酒酔い運転をした職員は、免職
 - ② 酒気帯び運転により事故を起こした職員は、免職
 - ③ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職
 - ④ 酒酔い運転又は酒気帯び運転(以下「飲酒運転」という。)をしていることを知りながら同乗し、又は飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職
- (10) 飲酒運転以外の交通事故等

職員の過失、相手方の被害程度などにより処分を決定